

第2章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、町、防災関係機関及び町民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分しなければならない。

このため、県、町、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、町は、町災害対策本部の設置、町現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 県

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 町

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一線の防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施する。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等との連携の確保に努める。

また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 防災関係機関等

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施するとともに、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用する。

第2 県の応急活動体制の確立

1 災害時の県の役割

風水害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア 県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ 県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊災害派遣や他の都道府県・市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様）。

(2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が風水害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(3) 広域的な防災活動の総合調整

ア 県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ 応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施できるようにする。

ウ 災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動ができるようにする。

(4) 市町村の防災活動の支援

ア 市町村の防災環境の改善

警戒・避難期の初期段階から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- ・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- ・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- ・効果的な広報による混乱防止
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への県職員の派遣

必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要性が生じる。

(5) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(4)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

また、必要に応じて指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

2 防災ヘリの活用

大規模災害時には、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮できるようにしておく。災害状況によっては、警察本部、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

ア 活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ 町からの応援要請

町（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

ウ 関係機関との調整体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県下の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ 離発着場の選定

災害時には、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

第3 町の応急活動体制の確立

1 応急活動体制

町は、町民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

(1) 町災害初動体制

町は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、総合防災情報システムを活用し、災害発生直後の災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

(2) 町災害対策本部

町は、地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）により県等に報告する。

また、町は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

(3) 職員の動員配備

町は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

風水害等の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、風水害体制及び動員計画に従って動員する。

風水害等災害が発生した場合は、次頁の「災害体制動員計画」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員への情報伝達

勤務時間内は、口頭、庁内放送、電話等による。

勤務時間外は、予め定められている各課等の連絡網等による。

ただし、平常時に勤務している課等と災害時の動員課等が異なる場合は、平常時に勤務している課等の連絡網による。

奥出雲町災害体制動員計画

関係機関：国土交通省出雲河川事務所・松江地方気象台・雲南県土整備事務所・仁多土木事業所・雲南警察署・雲南警察署三成広域交番・雲南消防本部・奥出雲消防署
令和8年5月より

本部体制	警戒レベル	避難情報	基準及び体制の決定		動員体制、処置事項
			風水害	地震	
災害準備体制			- 大雨、土砂災害警戒発表が見込まれる場合 - 台風接近により警戒発表が見込まれる場合等	—	○役場 総務課、建設課、福祉事務所の各課長及び指定職員は庁舎待機 ※避難所開設時には、健康福祉課を含む - 情報収集、庁内及び関係機関との連絡 - 状況に応じ災害警戒体制移行への検討 ★地区対応 避難所 地震：状況に応じて町長判断にて地区対応
第一次体制 災害警戒体制	警戒レベル3	高齢者等避難	- 松江地方気象台の提供する「土砂キキクル」により「警戒(赤)」が発生したとき - 松江気象台よりレベル3「大雨警報、土砂災害警報」が発表されたとき	震度4以上	○役場 各課長及び総務課、建設課、健康福祉課、福祉事務所の指定職員は庁舎待機 - 情報収集、庁内及び関係機関との連絡 - 災害対応 - 災害警戒本部体制移行への検討 ★地区対応 避難所 地震：状況に応じて町長判断にて地区対応
第二次体制 災害警戒本部体制	警戒レベル4	避難指示	- 松江地方気象台よりレベル4「大雨危険警報、土砂災害危険警報」が発表されたとき - 町内に線状降水帯が出現したとき	震度5弱以上	○役場 各課長及び指定職員招集 ○奥出雲町建設業協会 必要に応じて地区配置 (配置～仁多土木事業所配置と同じ) ○消防団 必要に応じて団本部付分団長以上招集 ★地区対応 避難所 地震：地区指定職員による自動開設
第三次体制 災害対策本部体制	警戒レベル5	緊急安全確保	- 土砂災害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき - 松江気象台よりレベル5「大雨特別警報、土砂災害特別警報」が発表されたとき	震度5強以上	○役場 各課長及び指定職員招集 ○消防団 必要に応じて指定団員招集 ★地区対応 避難所 地震：地区指定職員による自動開設

雨の強さと降り方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成29年9月一部改正）

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	
10以上 ～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			ワイパーを速くしても見づらい
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る				道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロブレーニング現象)
50以上 ～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる					

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときはレベル2大雨注意報やレベル2土砂災害注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときはレベル3大雨警報やレベル3土砂災害警報を、重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要などときにはレベル4大雨危険警報やレベル4土砂災害危険警報を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときにはレベル5大雨特別警報やレベル5土砂災害特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときはお住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成29年9月一部改正）

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩けにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩壊する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や外灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。		50
	35以上 40未満	～140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(3) 災害準備体制

風水害等の災害時において災害警戒体制に移行する前の災害準備体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

以下のいずれかに該当するとき、防災担当指定職員により災害準備体制をとる。

(ア) レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報発表が見込まれる場合

(イ) 台風接近により警報発表が見込まれる場合

イ 動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集、庁内及び関係機関との連絡等、初期の災害応急対策に従事する。

また、状況に応じ災害警戒体制移行への検討を行う。

ウ 廃止の基準

特に本体制を要しないと認めたとき、総務課長の判断により廃止を決定する。

(4) 災害警戒体制（第一次体制）

災害体制動員計画に基づく、災害警戒体制の体制等については以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

松江地方気象台の提供する「土砂キキクル」により、「警戒（赤）」が発生したとき。

松江気象台より「レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報」発表されたとき。

イ 動員

第一次体制を動員する。

ウ 廃止の基準

警報の解除及び初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、総務課長の判断により廃止を決定する

(5) 災害警戒本部（第二次体制）

災害体制動員計画に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置する

(ア) 松江地方気象台より「レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報」が発表されたとき

(イ) 町内に線状降水帯が出現したとき

(ウ) 副町長が必要と認めたとき

イ 動員

第二次体制を動員する

a 警戒本部等

(a) 警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

(b) 警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、本部員及び本部連絡員を置く。警戒本部長は、副町長、警戒副本部長は教育長をもって充てる。警戒本部長は、風水害初動体制について指示又は要請する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒

副本部長がその職務を代理する。

(c) 警戒本部会議の協議事項等

警戒本部において本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

ウ 廃止の基準

警戒本部は、警戒副本部長が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害が発生するおそれなくなつたと認めたとき、又は対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

(6) 災害対策本部体制（第三次体制）

災害体制動員計画に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。

- a 土砂災害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき
- b 松江地方気象台より「レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報」が発表されたとき
- c 町長が必要と認めたとき

イ 動員

上記アの基準のいずれかに該当するとき、第三次体制を動員する。

ウ 対策本部の組織

a 対策本部等

(a) 対策本部の概要

町内に風水害等の災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。

(b) 対策本部の構成

対策本部は、副本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

副本部長は、町長をもって充てる。副本部長は副町長、教育長をもって充て、副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(c) 本部会議の協議事項等

副本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

本部会議では次のことを協議する。

- i 対策本部の災害体制に関すること。
- ii 災害情報及び被害状況の収集並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- iii 関係指定行政機関、関係指定地方機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携に関すること。
- iv その他災害対策に関する重要事項

b 各災害対策部の所掌業務

各災害対策部の所掌業務は、次のとおりとする。

部名	部長	部 員	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課 長	総務課職員	1 災害対策の総括に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 国、県、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防機関及び水防機関との連絡調整に関すること。 5 人命救助及び避難者の誘導に関すること。 6 避難場所の指示に関すること。 7 各部への命令の伝達指示に関すること。 8 土砂災害警戒情報、雨量、水位、気象、地震情報等の収集に関すること。 9 被害状況の把握、公表及び広報に関すること。 10 陳情に関すること。 11 職員の非常招集に関すること。 12 要員及び車両の確保に関すること。 13 災害見舞金及び義援金に関すること。 14 ケーブルテレビ施設等の被害調査及び復旧に関すること。 15 その他他の部に属さない事項に関すること。
財 政 部	財 政 課 長	財政課職員	1 本部の財務に関すること。 2 補助金、起債及び融資資金等の災害対策の全般の検討樹立に関すること。
創 生 部	奥出雲創生課長	奥出雲創生課職員	1 災害時における交通対策に関すること。 2 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
税 務 部	税 務 課 長	税務課職員	1 仁多庁舎本部組織との連絡調整に関すること。 2 避難所の管理運営に関すること。 3 家屋等の被災調査集計に関すること。 4 り災による町税の減免に関すること。 5 その他他の部に属さない事項のうち、特定の事項に関すること。
町 民 部	町 民 課 長	町民課職員	1 避難所の管理運営に関すること。 2 食糧の確保調達に関すること。 3 応急資材の確保調達に関すること。 4 応急衛生、防疫資材の確保調達に関すること。 5 食糧、資材等の輸送及び配給に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 公的賃貸住宅等の被害調査及び応急措置に関すること。
こども家庭支援部	こども家庭支援課長	こども家庭支援課職員	1 幼児園・保育施設等の被害調査に関すること。 2 幼児園・保育施設等入所児童等の安全確保に関すること。 3 幼児園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関すること。 4 子育て支援に関すること。
健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	1 救護所の管理運営に関すること。 2 医療資材の確保調達に関すること。 3 医療、福祉施設の被害調査及び応急措置に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 保健所等関係機関との連絡に関すること。

部名	部長	部 員	分 掌 事 務
福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	1 生活保護に関すること。 2 福祉に関すること。
水 道 部	水道課長	水道課職員	1 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 飲料水の確保調達に関すること。 3 上下水道用資機材等の調達及び要員の確保に関すること。 4 関係機関との連絡に関すること。
環境政策部	環境政策課長	環境政策課職員	1 所管する発電所に関すること。 2 農林水産振興センター等との連絡に関すること。 3 林業施設の被害調査及び応急措置に関すること。 4 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
商工観光部	商工観光課長	商工観光課職員	1 商工業施設の被害調査に関すること。 2 観光施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
農業振興部	農業振興課長	農業振興課職員	1 農業関係の被害調査に関すること。 2 被災農作物の応急対策に関すること。 3 り災者への融資に関すること。 4 農林水産振興センター等との連絡に関すること。 5 農業施設の被害調査及び応急措置に関すること。 6 応急対策用資機材等の調達及び輸送に関すること。 7 所要労務の確保配置に関すること。 8 所管する第3セクターの施設被害調査及び復旧に関すること。
建 設 部	建設課長	建設課職員	1 土砂災害警戒情報、雨量、水位、気象、地震情報等の収集に関すること。 2 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び応急措置に関すること。 3 応急対策用資機材等の調達及び輸送に関すること。 4 技術者、労務者の供給あっせんに関すること。 5 県土整備事務所等との連絡に関すること。 6 土地開発公社の財産に係る被害調査及び復旧に関すること。
出 納 部	出納課長	出納課職員	1 災害関係費の執行に関すること。 2 各部所管事項の応援に関すること。
教 育 部	教育魅力課長	教育魅力課職員	1 教育施設の被害状況の収集に関すること。 2 教育施設等の災害対策に関すること。 3 災害時におけるり災児童・生徒の保健衛生及び給食に関すること。 4 防災活動に協力する女性団体、青年団体の連絡調整に関すること。
	文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所管事項の応援に関すること。
議 会 部	議会事務局長	議会事務局職員	1 災害時における議会に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。

現地災害対策本部組織及び事務分掌表

班名	班（副）長	分掌事務
総務班	班長 ・現地災害対策本部 部長が指名する者 副班長 ・現地災害対策本部 部長が指名する者	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 現地本部会議及び本部内連絡調整に関すること。 3 現地本部の財務に関すること。 4 現地本部に必要な人員、車両の確保に関すること。 5 現地班員の非常招集に関すること。 6 現地緊急災害対策の樹立、命令の伝達指示に関すること。 7 消防機関との連絡調整に関すること。 8 水防機関との連絡調整に関すること。 9 指定公共機関、指定地方公共機関、関係行政機関との連絡調整及び要請に関すること。
緊急対策班	班長 ・分団長 副班長 ・副分団長	1 り災者の救出に関すること。 2 災害の鎮圧に関すること。 3 り災者の救護、避難、輸送に関すること。 4 災害の鎮圧に必要な人的物的措置に関する指令に関すること。 5 関係消防機関との連絡調整に関すること。
住民対策班	班長 ・自治会長 副班長 ・自治会副会長	1 住民、住居等のり災情報収集に関すること。 2 り災者の応急措置に関すること。 3 り災者の救出、救護、避難、輸送への協力に関すること。 4 災害の鎮圧への協力に関すること。

エ 廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

第4 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、人命救助活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する。

(2) 救助・救急活動体制

災害発生時においては、建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、健康福祉部、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、健康福祉部との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(3) 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第43条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第5 防災関係機関等の応急活動体制の確立

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び県民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

1 防災関係機関

(1) 応急活動体制

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

(2) 職員の動員配備

防災関係機関は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

2 公共的団体・組織等

県内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、消防団、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

3 町民

町民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含め、初動（警戒）段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力できる体制の確立に努める。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害時において県、町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

2 留意点

(1) 県による被災地の情報収集支援

風水害時における被災地の状況は刻々と変化する上、被害が甚大であればある程、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、県は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び新総合防災情報システムを活用し、初動期における市町村・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。必要に応じて、町に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行うほか、周辺の関係機関又は町等の職員派遣を要請し、現地災害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

(2) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。併せて、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県は県外にも被災情報を発信する。

(3) 災害情報の共有、管理体制

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、町、県及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。

町、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、県災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。

なお、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

第2 情報管理体制の確立

風水害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達するための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策を円滑に遂行する。

1 町の情報管理体制の確立

(1) 町の情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡系統として町防災行政デジタル無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 町の情報連絡手段の確保

町は、災害時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政デジタル無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、有線放送電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 町における総合防災情報システムの活用

町は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

2 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第3 気象予報及び警報等の収集・伝達

気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、町長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

（注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。（以下同じ）

（注2）気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。（以下同じ）

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等を町防災行政デジタル無線等により、住民等への伝達に努める。なお、県は、レベル5大雨、レベル5土砂災害、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達し、町は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより町、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、県総合防災情報システムでは、町、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、県総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

（1）気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台は、天気予報は、一次細分区域の東部、西部及び隠岐を対象として発表する。警報等は二次細分区域の市町村単位で発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、危険警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は資料編のとおりである。

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、危険警報、警報及び注意報を発表する。

なお、気象予報及び警報等地区細分境界は資料編のとおりである。

（2）気象等情報の発表

気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は島根県を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

また、気象庁は気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃及び記録的短時間大雨）を発表する。

なお、気象情報等のうち、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」は、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間の降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、土砂キキクル、浸水キキクル又は洪水キキクルの「危険」（紫）が出現している場合に気象

庁から発表される。

(3) レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報等を補足する情報

気象庁は、特別警報、危険警報、警報及び注意報を補足する情報として、土砂キキクル、浸水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。

これら概要は資料編のとおりである。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）の発表

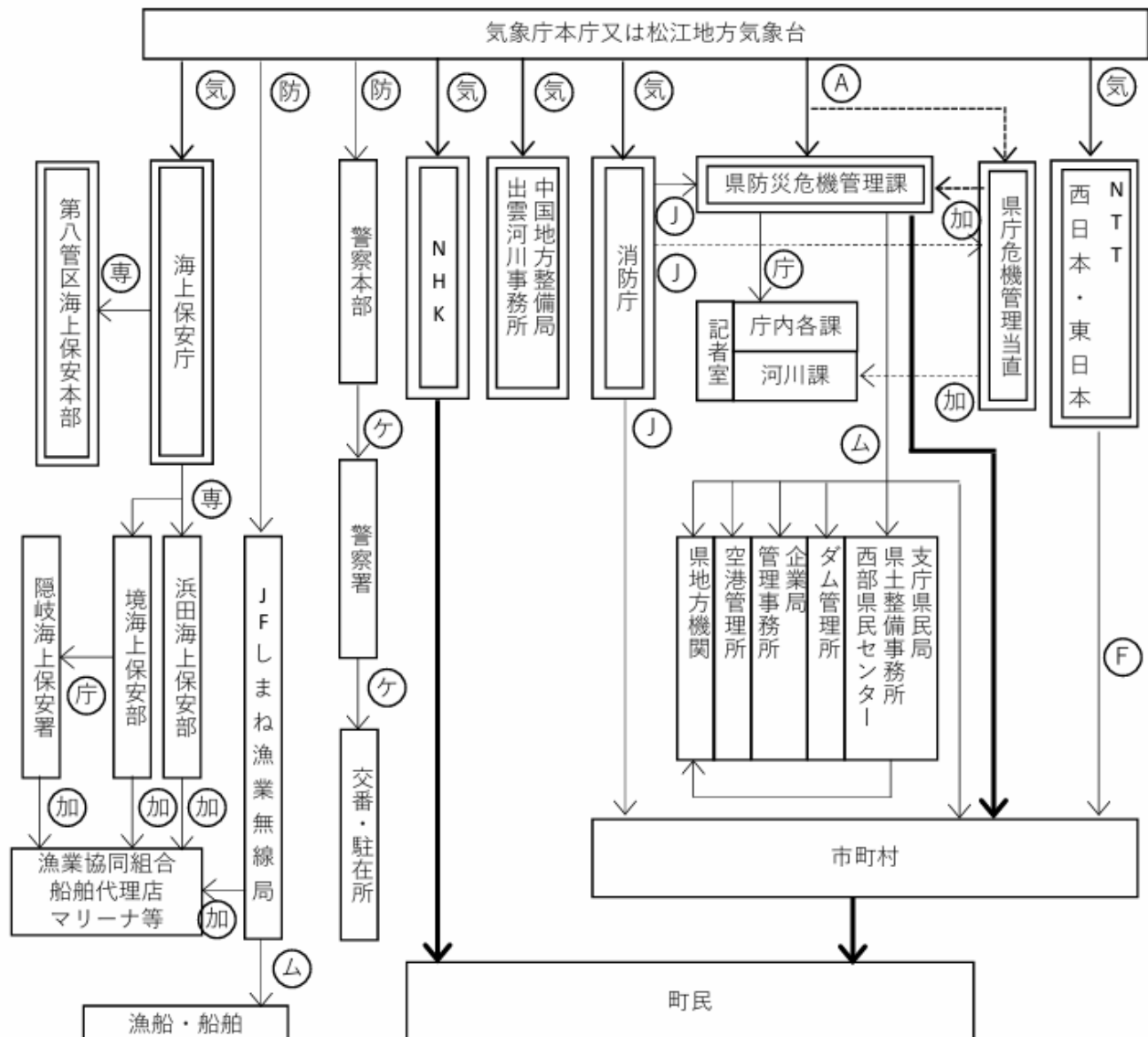
5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階の確度で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ一次細分区域発表単位（東部、西部、隠岐）、3日先から5日先にかけては、1日で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位（島根県）を単位として発表する。大雨、土砂災害に関して、[高]、[中]が予想される場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

「解析雨量」とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

気象等特別警報、危険警報及び警報伝達経路図（図2.2.2.4）



（注1）○印は、通報の方法を示す。

- | | |
|------------|-------------------------|
| （専）…専用回線 | （△）…無線回線 |
| （庁）…庁舎内線 | （J）…全国瞬時警報システム（J-ALERT） |
| （加）…加入電話 | （防）…防災情報提供システム（インターネット） |
| （F）…ファクシミリ | （A）…アデス 総合防災情報システム |
| （ケ）…警察電話 | （気）…気象庁本庁より配信 |

（注2）線は、通報の時間を示す。

- 昼夜とも
—— 勤務時間外（※1）のみ

（注3）

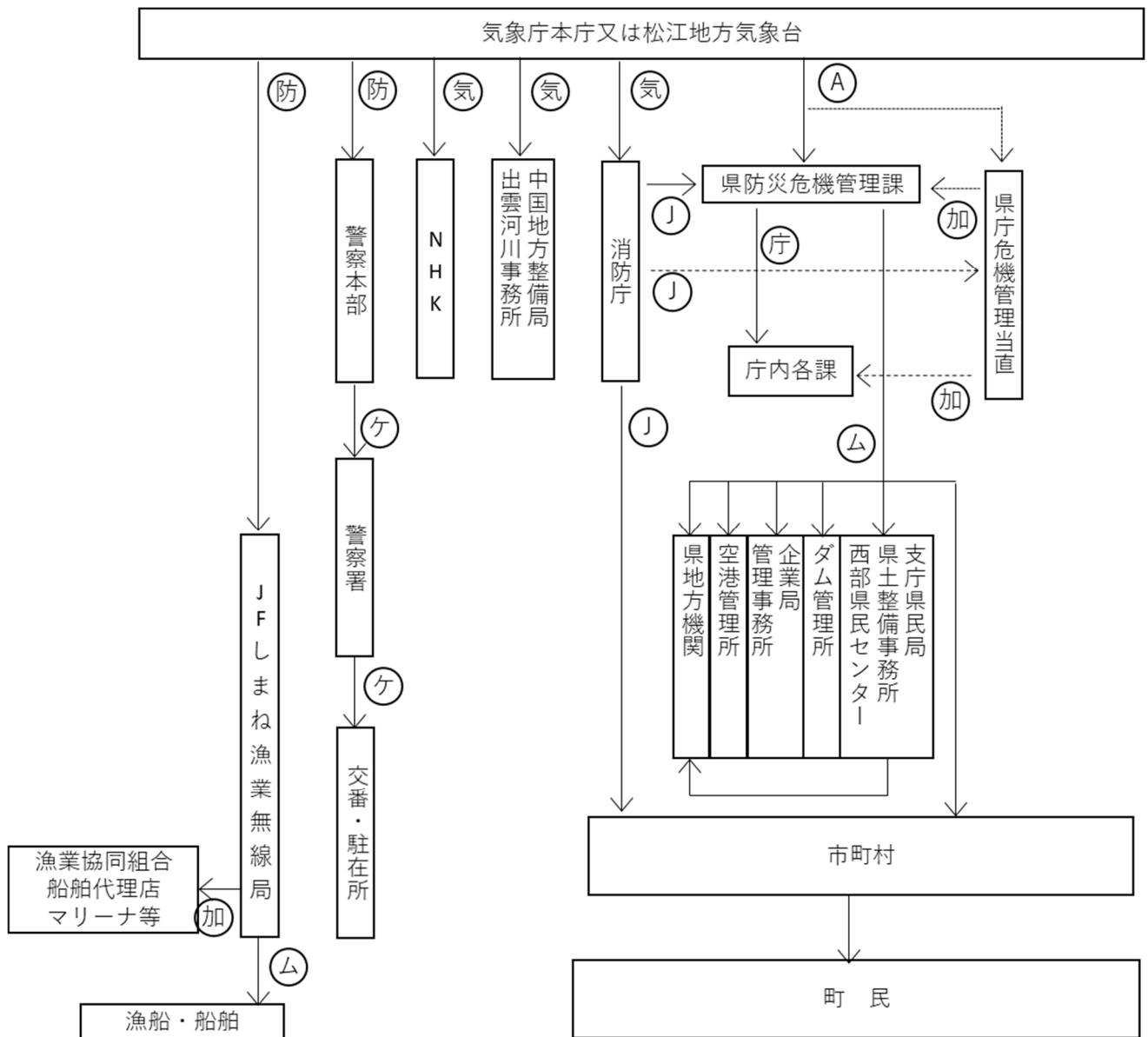
二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1（勤務時間外の定義）

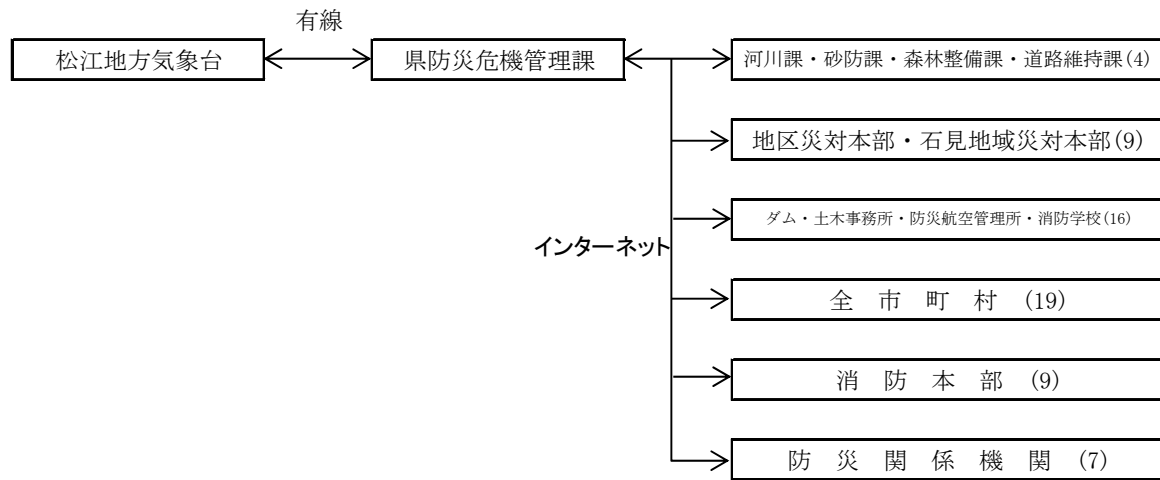
勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

- ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間
イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
ウ、年末、年始（12月29日～1月3日） 全日

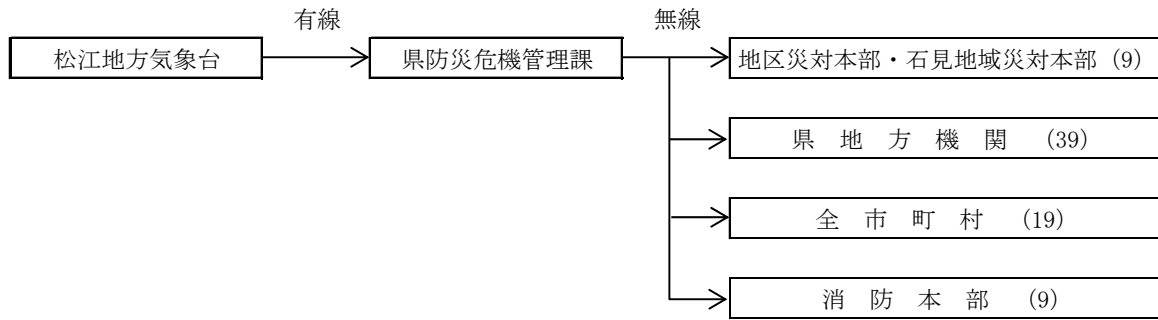
気象等注意報伝達経路図 (図 2.2.2.5)



1. 総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図2.2.2.6）



2. 一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図 (図2.2.2.7)



ア 気象官署

気象庁本庁又は松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかにアデス、防災情報提供システム等の専用通信施設又は公衆通信施設等により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。

通信途絶時には、島根県、NHK松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。

- 島根県（防災危機管理課、危機管理当直）
- 島根県警察本部（警備課）
- 消防庁
- 海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課）
- 国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）
- NHK松江放送局（コンテンツセンター）
- 西日本又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）
（情報案内サービス担当）
- 浜田漁業無線局

また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。

イ 受報機関の措置

気象官署から気象予報及び警報等の伝達を受けた各機関及びさらに伝達を受けた各機関は、それぞれ次のとおり措置する。

(ア) 島根県（災害対策基本法第55条）

- 本庁は、庁内放送等を通じて各課に周知を図る。
- 気象予報及び警報等若しくは情報のうち、県から発信する種類並びに伝達先（機関）は次のとおりである。
 - ・ 特別警報
 - 暴風、暴風雪、大雨、氾濫、土砂災害、大雪、高潮、波浪、噴火警報（居住地域）。
 - ・ 警報
 - 暴風、暴風雪、大雨、氾濫、土砂災害、大雪、高潮、波浪、噴火警報（火口周辺）。
 - ・ 注意報
 - 風雪、強風、大雨、氾濫、土砂災害、大雪、高潮、波浪、着雪、融雪、なだれ、乾燥、雷、低温、濃霧、霜、着氷。
 - ・ 情報
 - 気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予測、短時間大雪、竜巻注意／竜巻目撃）

・伝達先

支庁県民局、県土整備事務所、西部県民センター、ダム管理所（布部、山佐、三瓶、八戸、第二浜田、御部、大長見、益田川、銚子）、企業局管理事務所（東部、西部）、企業局ダム（三成操作所、木都賀操作所）、出雲空港管理事務所、空港管理所（石見、隠岐）、浜田港湾振興センター、市町村及び消防本部等。

- (イ) 海上保安官署（浜田）
必要箇所に速やかに伝達する。
- (ウ) 漁業無線局
航行中及び入港中の漁船に速やかに伝達する。
- (エ) NHK松江放送局
ラジオ、テレビを利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。
- (オ) NTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社
受信した特別警報、危険警報及び警報は、電話回線等を利用して一般電信電話に優先し市町村に伝達する。
- (カ) 島根県警察本部及び国土交通省中国地方整備局
それぞれ系統機関に対して伝達する。
- (キ) 支庁県民局、各県土整備事務所、県央県土整備事務所大田事業所、西部県民センター
管内の指定地方公共機関及びあらかじめ指定された県の関係地方機関へ防災行政無線等により伝達する。特別警報、危険警報及び警報の場合は、上記のほか、管内の他の地方機関に対しても伝達する。
- (ク) 町〔災害対策基本法第56条（関連一気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）〕地域防災計画に定めるところにより住民に対して速やかに伝達する。なお、特別警報、危険警報の場合は直ちに住民及び所在の官公署に対し、地域防災計画の定める伝達体制によって周知の措置をとらなければならない。また、警報の場合は直ちに所在の官公署に対しても地域防災計画に定める伝達体制によって通報する。
- (ケ) 各報道機関
ラジオ、テレビその他の手段を利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。

3 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報を、島根県と松江地方気象台から共同で発表する。気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

松江地方気象台は、レベル3土砂災害警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、レベル4土砂災害危険警報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路はファクシミリ、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図による。

(3) 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報

の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

(暫定基準を設定する事象)

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

(4) 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、町長が行う避難情報等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

(5) 島根県における監視基準

- ア 県内を1km格子ごとに区切った全ての格子(6,562)に、1km格子の雨量を用いて基準を設定する。
- イ 監視基準は適宜見直しを行う。

4 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条）

- (1) 県は、松江地方気象台から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは一斉指令システム、総合防災情報システム、電話、ファックス等により、速やかに町及び関係機関に通報する。
- (2) 町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的气象状況の判断によって、火災警報を発令し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他地域防災計画の定めるところにより周知を図る。

5 特殊事業者等が利用する気象警報等（気象業務法第14条）の伝達

気象業務法による鉄道、電気事業等特殊な事業に適合する気象予報及び警報等、津波警報等の伝達体制は、それぞれの事業者において定める。

6 知事、町長が行う警告等の伝達

- (1) 知事が、災害に対処するために町又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。
- (2) 町長が発令する高齢者等避難、避難指示の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、地域防災計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

第4 被害情報等の収集・伝達

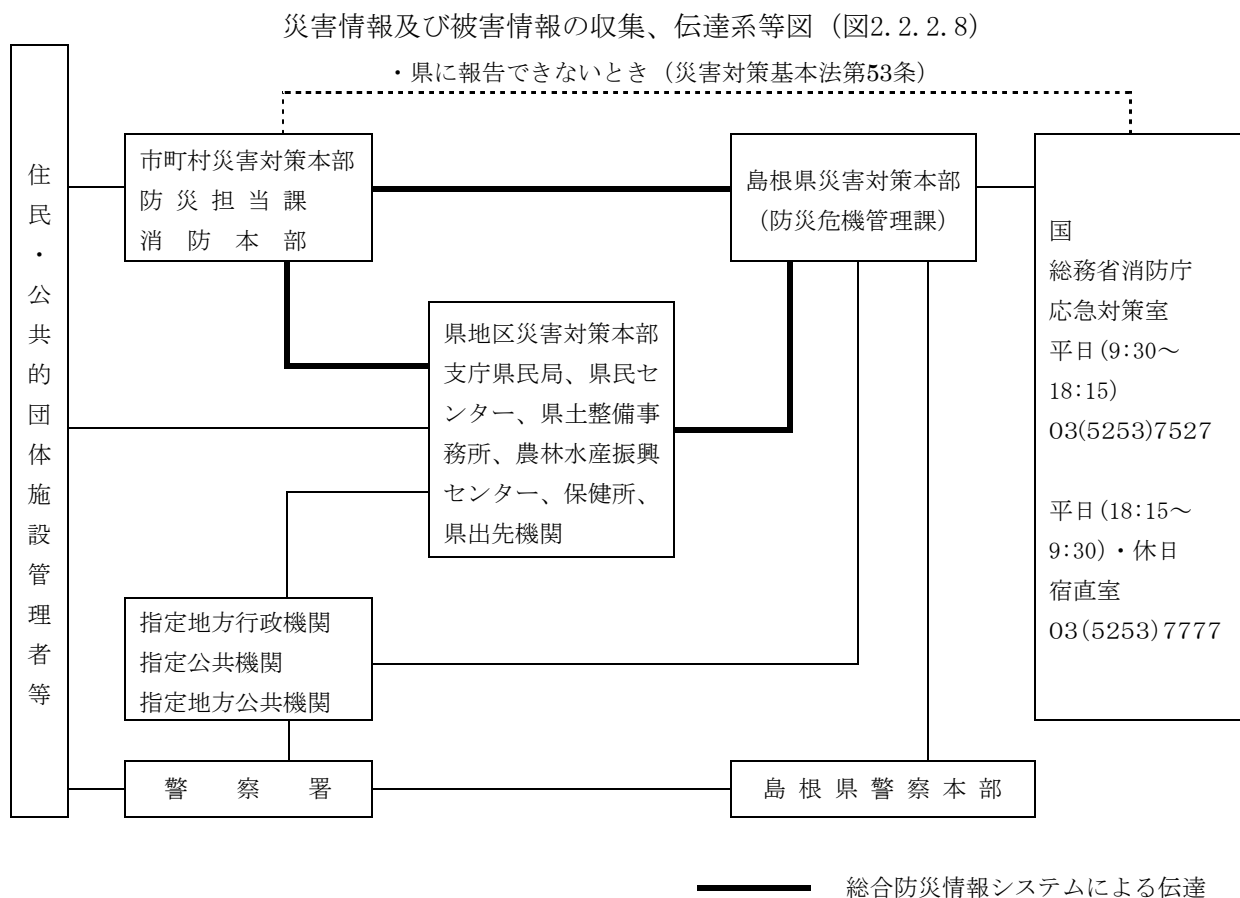
1 基本的事項

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

2 被害情報等の収集・伝達系統

県は、おおむね次項に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。



3 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は、県総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 町、消防本部からの情報収集

県は、町（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。必要に応じて、町に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一齐放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。

また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等を活用した情報収集についても体制整備を進める。

(4) 無人航空機による情報収集

県は、地震・風水害等の大規模災害の発生時において、無人航空機を活用して迅速かつ円滑に被災状況を把握し、効率的かつ効果的な災害応急対策につなげるため、職員公募により創設した災害時ドローンチームにより、情報収集に努める。

(5) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

4 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われる（災害対策基本法第54条〔関連〕消防法第24条、水難救護法第2条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 警察官

発見者から通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報する。

(3) 町長

発見者又は警察官から通報を受けた町長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に周知（災害対策基本法第52条〔関連〕気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）を図る。

ア 松江地方気象台（気象に関する異常現象の場合）

イ 警察署

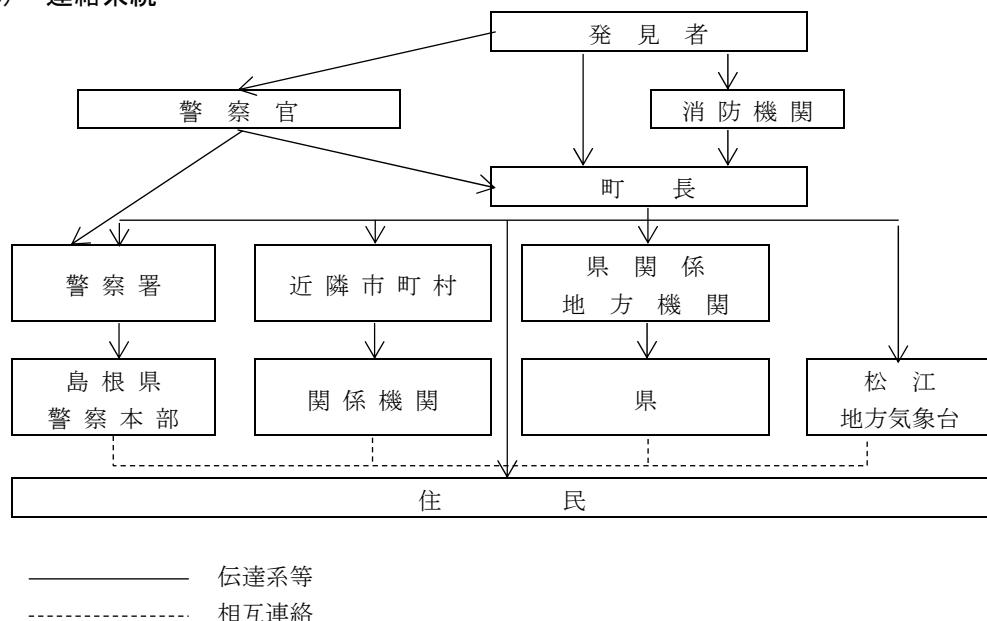
ウ 県の関係地方機関

エ 災害に関係のある近隣市町村長

(4) 受報機関

町長から通報を受けた各機関は、それぞれの系統機関に伝達するとともに、関係機関相互に連絡を図り、災害に対する措置に万全を期する。

(5) 連絡系統



5 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関は、それぞれの機関の業務にかかわる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 町及び県における調査

ア 調査の実施者

- (ア) 県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（ただし、私立学校も含む。）
- (イ) 県管理以外の被害については、町において行う。町は、地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な町は、県に協力を要請することができる。
- (ウ) 町は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期す

る。

ウ 調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準 (1)

被 害 等 区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	(1) 死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹 災 者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹 災 世 帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯とし取扱う。)
建 物 被 害	(7) 住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼 又 は 流 失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住 家 半 壊 又 は 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 破 損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11) 床 上 浸 水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床 下 浸 水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分			判定基準
農地被害	(14)	流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)	埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)	流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)	冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)	浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。

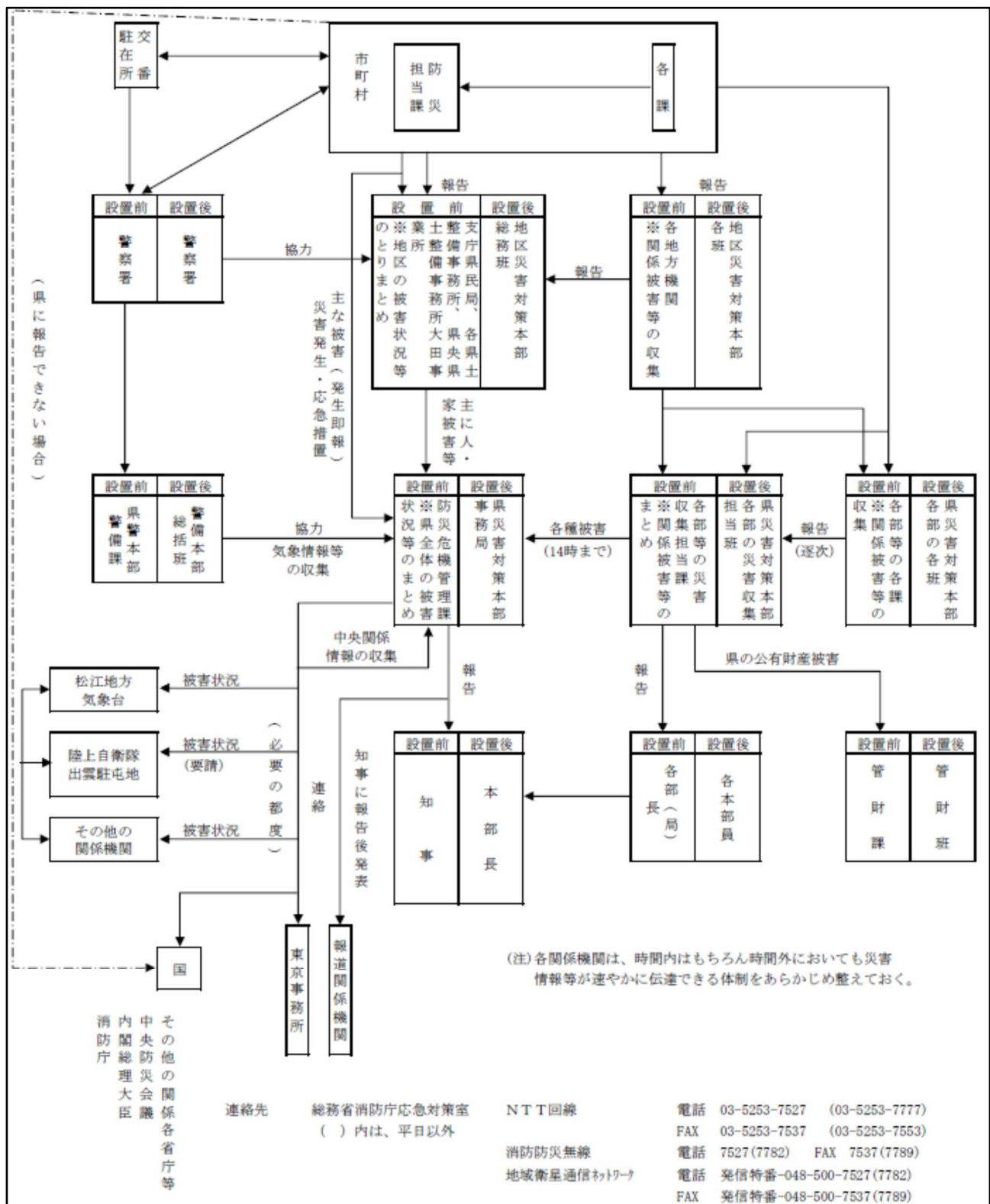
判定基準 (2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分			判定基準
人的被害 住家の被害 農地の被害			判定基準(1)と同じ
非住家			住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊			国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失			市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ			崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失、破損)			櫓のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓等による舟			破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所			汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損			電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送			市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害			水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊			溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊			河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設			ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害			農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

6 災害状況の通報及び被害状況報告

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告する。

被害状況及び被害状況報告の系統図 (図2.2.2.9)



(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関は、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（防災危機管理課 電話0852-22-5885）に通報する。

◎ 通報事項

- a 災害の原因
- b 災害発生の日時
- c 災害発生場所又は地域
- d 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- e 応急措置（事前措置を含む）の概要
- f 復旧状況
- g 今後の措置方針
- h 災害対策本部設置の有無
- i その他必要と認める事項

イ 防災危機管理課は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

(2) 町及び県における通報及び報告

ア 通報責任者

県本庁、地方機関、警察本部、各警察署、県教育委員会及び町は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ 被害状況等の取りまとめ及び報告

○ 町から県への報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

(イ) 災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び雲南県土整備事務所に報告する。

(ウ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

(エ) 被害規模を早期に把握するため、町（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

○ 町から国への報告

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

○ 県における情報収集要領

県は、町等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合は、調査のため職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用する。

(ア) 災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(イ) 各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知する。

(ウ) 各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに防災危機管理課長（本部設置後は、事務局長）に報告する。

ただし、災害の状況によっては必要の都度、報告する。

警察本部にあっては、これに積極的に協力する。

(エ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。

(オ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに報道関係機関に発表する。ただし、防災危機管理課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できる。

なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡する。

(カ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

○ 県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(ア) 県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。

② 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの。

⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの。

⑧ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認め

られるもの。

- (イ) 消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

ただし、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ 報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表による。

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	町→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までにを行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確 定 報 告	同 上	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとなるので正確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課	

区 別	報 告 内 容	被害の状況が判明次第、直ちに 報告の時期及び経路	連絡方法等
ラ イ フ ラ イ ン	電気、L P ガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	町、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県L P ガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）、の被害状況及び運行状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	道路の規制状況については、「島根県 道路規制情報」システムを活用する。
	鉄道、バスの被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

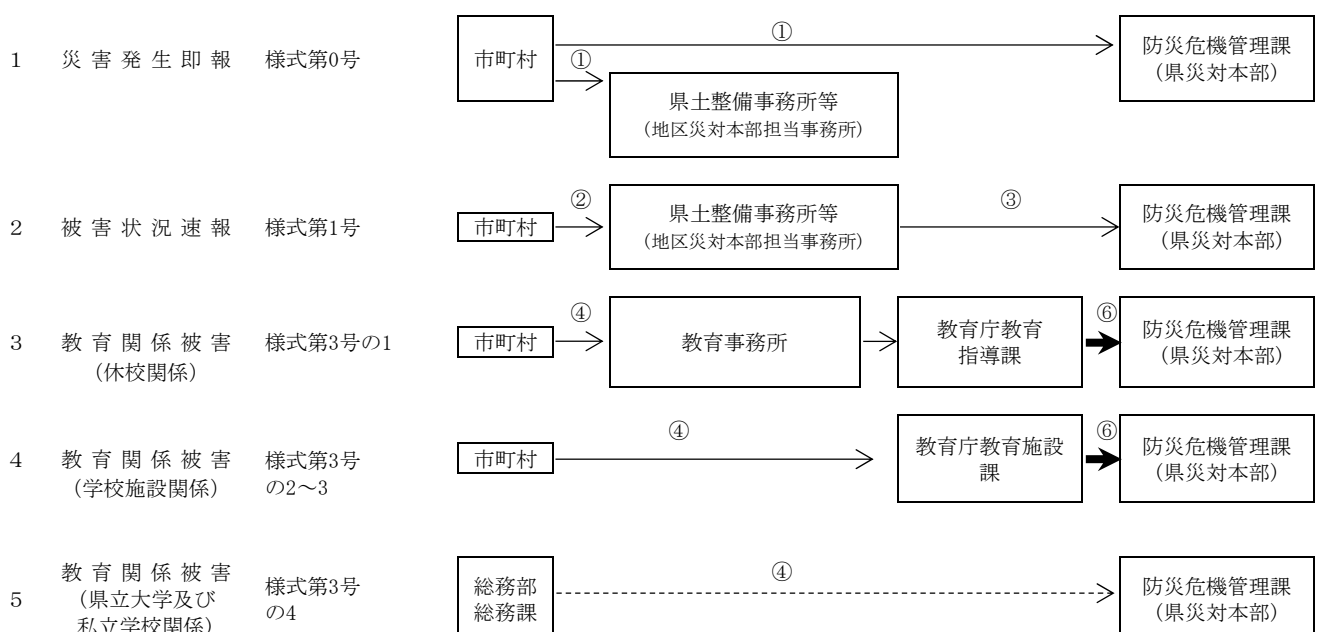
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

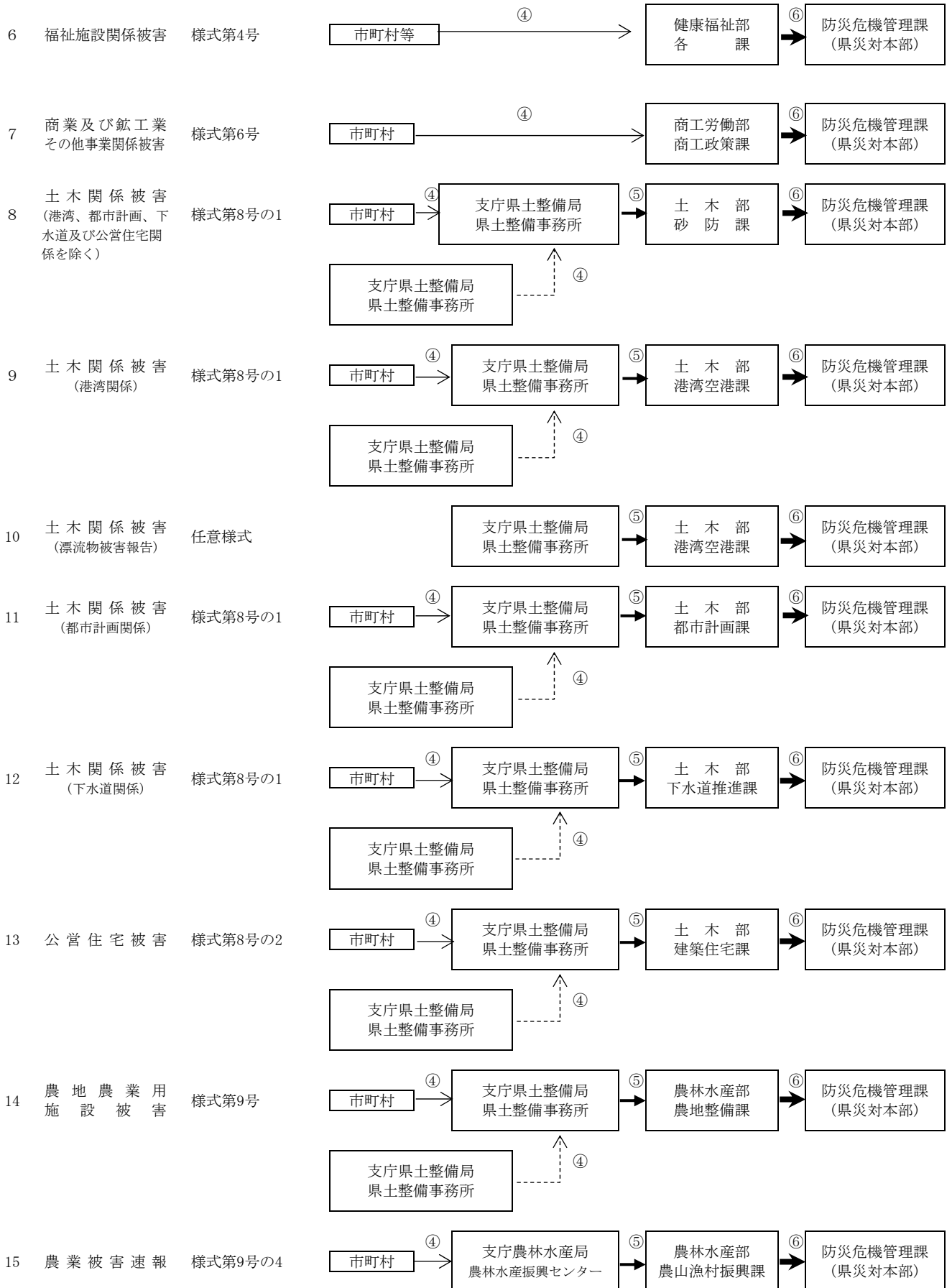
(注) 県土整備事務所等とは、隠岐地区では隠岐支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所を指す。

エ 報告様式及び様式別報告系統

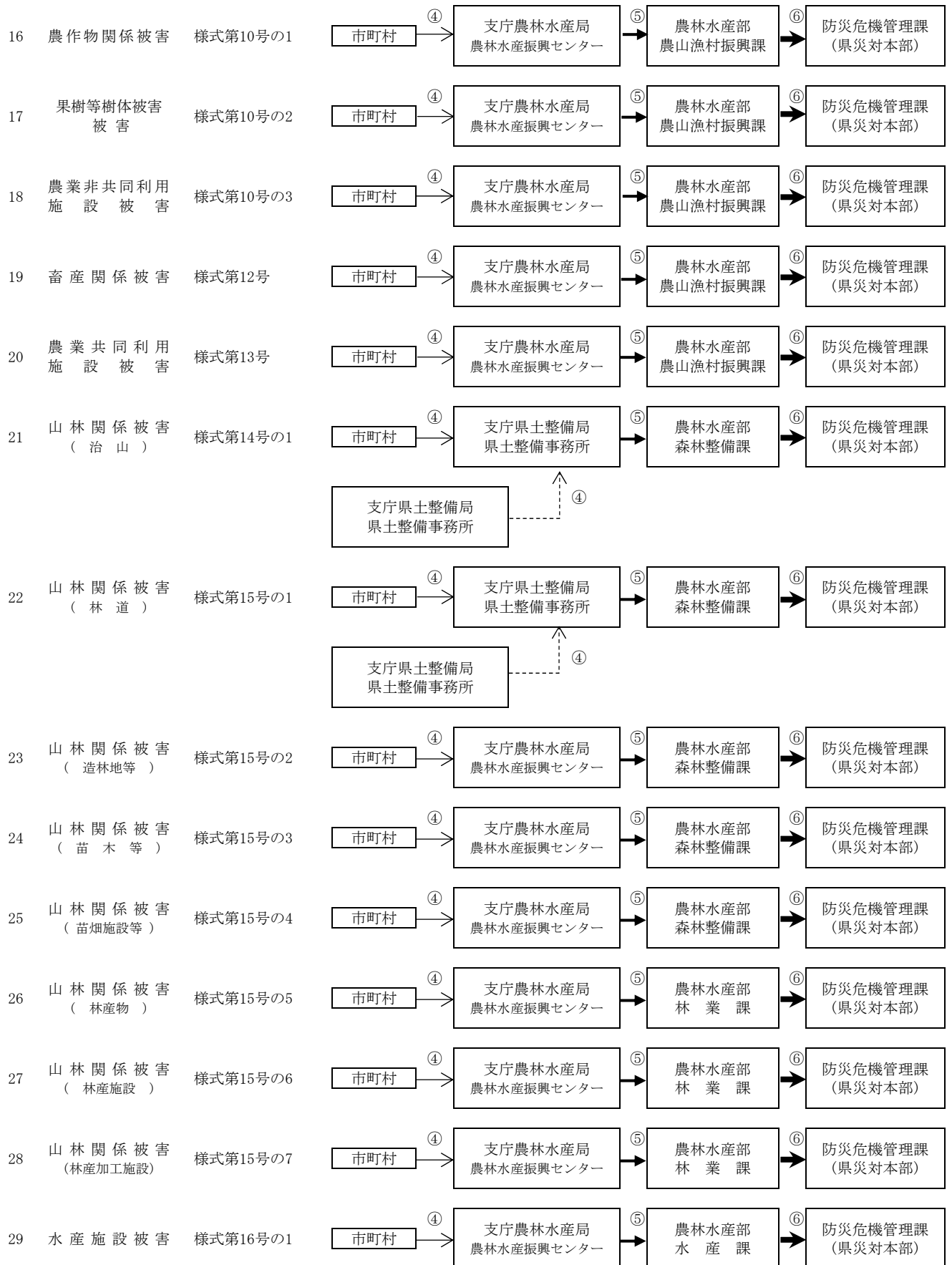
速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

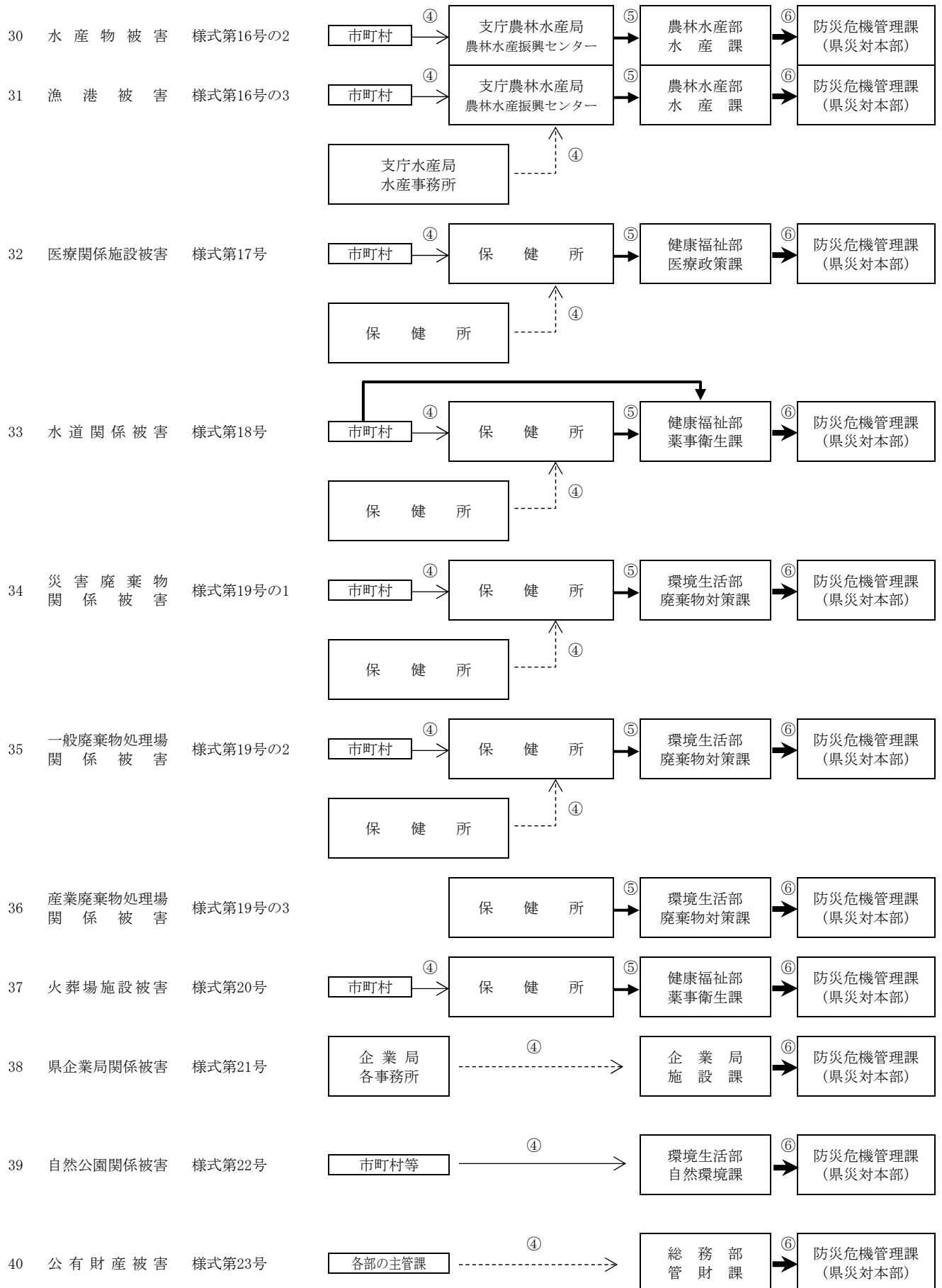
報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。

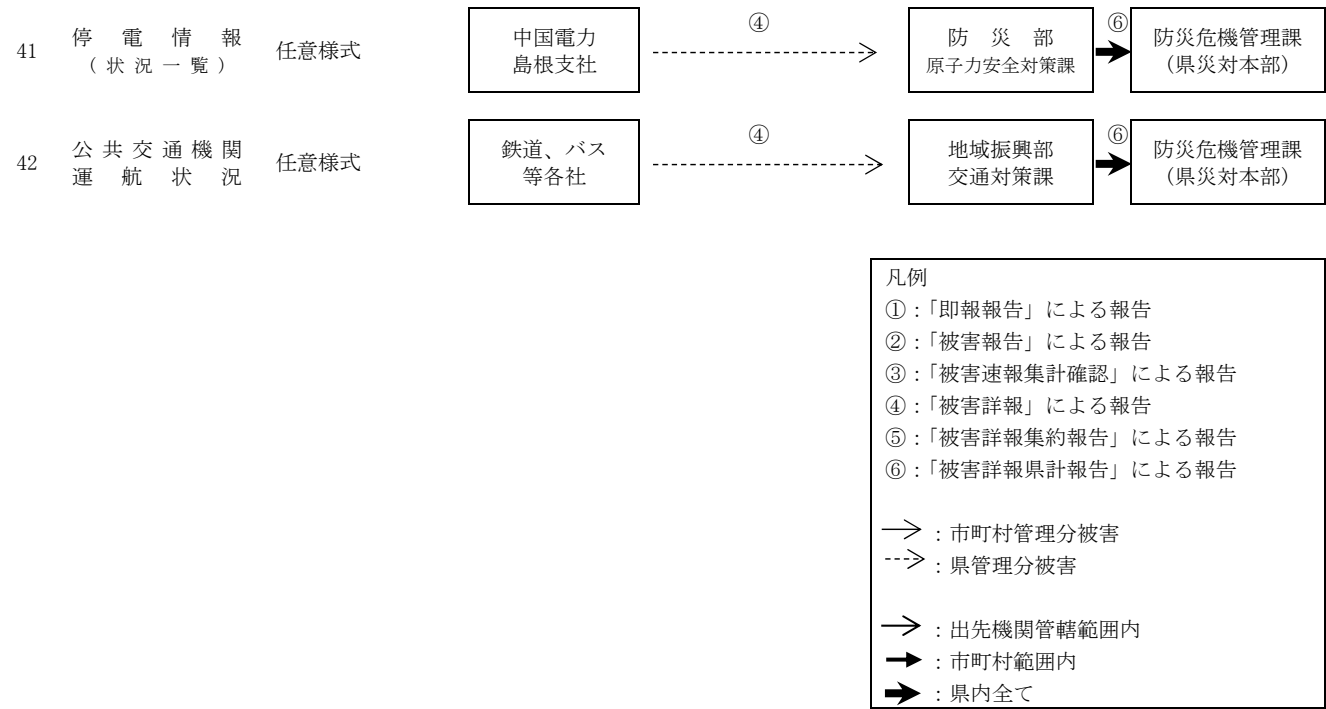




第2編 風水害対策計画
第2章 風水害応急対策計画







オ 災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

- (3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められるときは、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いる。

第3節 災害広報

第1 基本的な考え方

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や町民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、町、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

第2 町による災害広報の実施

1 基本事項

町は、町が保有する媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

2 広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報は、町が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

- (ア) 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報
 - a 雨量、河川水位等の状況
 - b 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
 - c 町民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - d 避難の必要の有無、避難先の開設状況等
- (イ) 災害発生直後の広報
 - a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
 - b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
 - c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
 - d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - a 町民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
 - b 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）
- (エ) 支援受け入れに関する広報
 - a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
 - b 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報
- (オ) 被災者に対する広報
 - 町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(キ) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ 広報の方法

町が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

(ア) 町防災行政デジタル無線（屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

ア ホームページ等を活用した広報

イ 携帯電話を活用した情報提供

ウ ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

県と同様、町広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

町は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 町・消防における相互応援協力

1 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行う。

2 県内消防本部の応援

(1) 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

第3 市町村における広域応援体制

(1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1) による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるよう

な災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

- (3) 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。町は、要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

第4 緊急消防援助隊による応援

1 概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

2 応援要請

- (1) 災害発生市町村長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。
- (2) 知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部又は出雲市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。
- (4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

3 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、災害発生市町村が2以上ある場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎 6階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	・ 島根県防災部消防総務課長、同課職員、 ・ 島根県防災航空隊職員 ・ 代表消防機関の職員 ・ 現地消防本部の職員 ・ 出動した指揮支援部隊長

調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること
---------	---

4 緊急消防援助隊の指揮体制

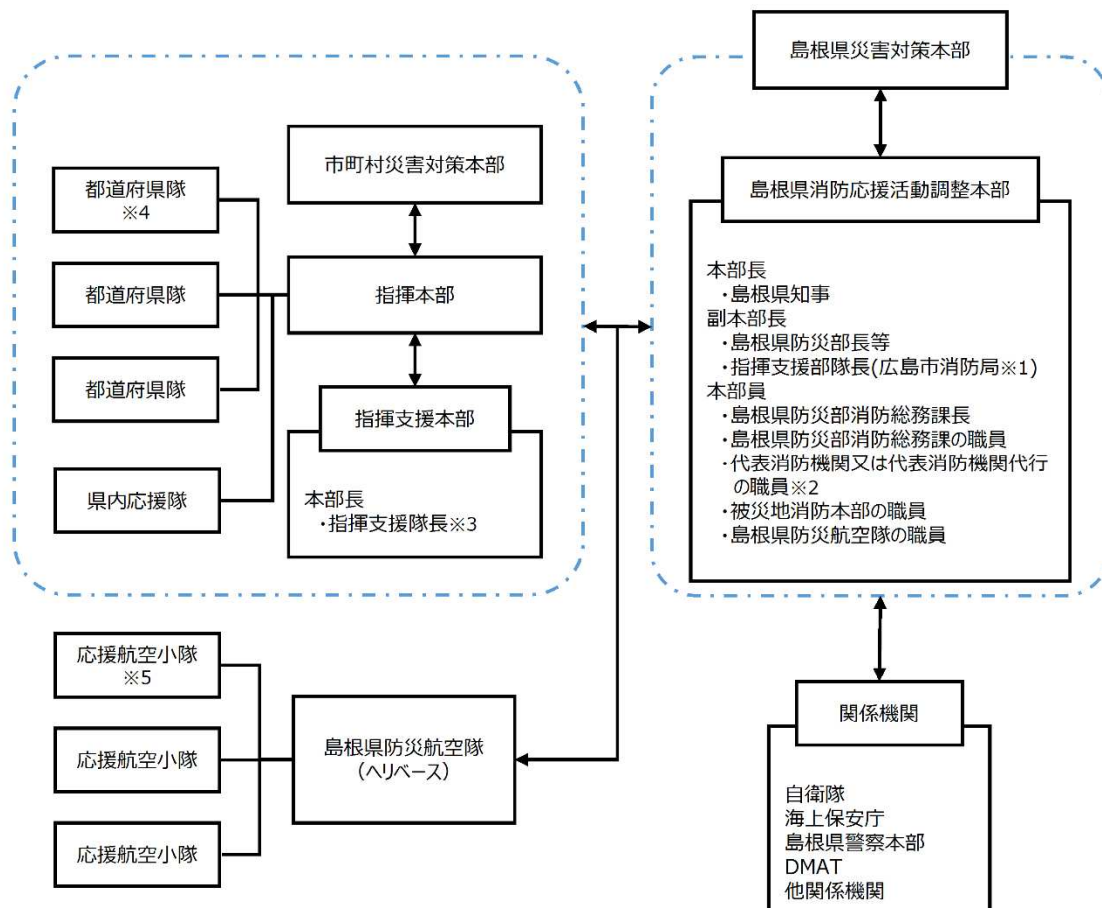
指揮本部は災害発生地消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市町村長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（広島市消防局の職員があたり）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長は指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

5 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

指揮系統図（図2.2.4.2）



- ※1 広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができない場合は、大阪市消防局がその任に当たる。
- ※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう。
- ※3 指揮支援隊の所属する消防本部
広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局
- ※4 第一次出動都道府県
鳥取県・岡山県・広島県・山口県
- ※5 第一次出動航空小隊
広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県

第5節 自衛隊の災害派遣体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受け入れ体制を整える。

第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 要請を待たないで行う派遣

- (ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の派遣要請の要求により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により要請する（別紙3「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、~~電信~~又は電話で

- 要請し、事後速やかに文書を送達する。
- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045 (代)
航空自衛隊美保基地第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211 (代)

3 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

町長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。（別紙1「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）

(2) 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされること基本になっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
- ② 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段ないこと。（非代替性原則）

(3) 要求手続

町長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、町長は必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

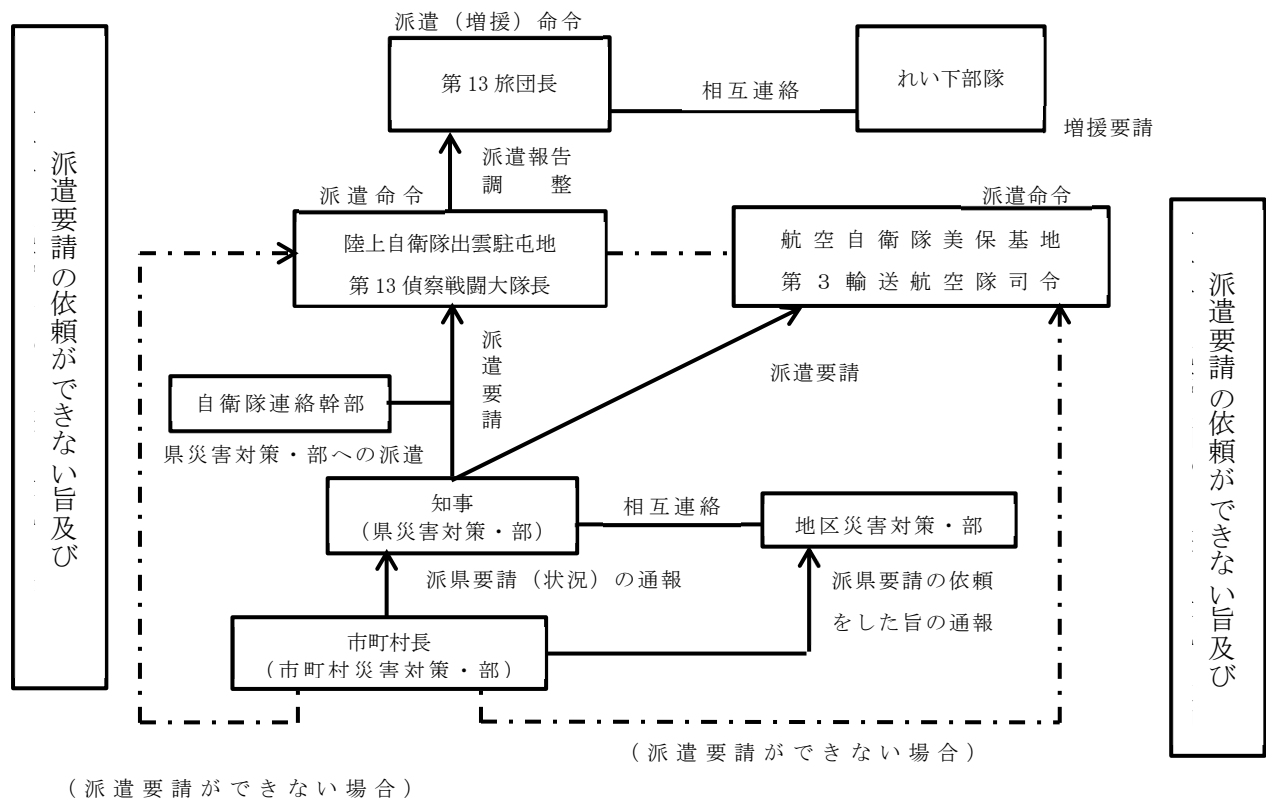
4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。（別紙4「自衛隊災害派遣撤収要請書」及び別紙2「自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」参照）

図2.2.5.1 自衛隊災害派遣要請系統



第3 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

	(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入浴支援	被災者に対し、給食及び給水、入浴支援を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

1 派遣部隊の受け入れ体制

- (1) 町及び県は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
- (2) 町及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

- (3) 災害地における作業等に関しては、町及び県当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用資器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き町、県又は関係公共機関において準備する。
 - ア 部隊等装備資材
 - イ 食料
 - ウ 燃料
 - エ 衛生資材等
- (2) 町において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。
- (3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受け入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

4 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、町において地域ごとに適地を選定し、地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

(別紙1) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

文 書 番 号	
令和 年 月 日	
島 根 県 知 事 あて	
発 信 者 名	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由	
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
(2) 派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
4. その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
5. 要請日時	
令和 年 月 日 時 分	

(別紙2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

文 書 番 号
令和 年 月 日
島 根 県 知 事 あて
発 信 者 名
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）
このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。
記
1. 撤収要請を依頼する事由
2. 任務完了（予定）日時
令和 年 月 日 時 分
3. 撤収要請日時
令和 年 月 日 時 分
4. その他必要な事項

(別紙3) 自衛隊災害派遣要請書(記入例)

		〇〇第〇〇号 令和〇年〇月〇日
第13偵察戦闘大隊長 殿		
		島根県知事 〇〇〇〇 (防災部防災危機管理課)
自衛隊災害派遣について(要請)		
土砂崩れにより家屋が土砂に埋まり、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。		
1	災害の状況	〇〇月〇〇日午前〇時頃、〇〇郡〇〇町付近で発生した土砂崩れにより、〇〇町内では家屋約20戸が土砂に埋まり、多くの住民が行方不明になった模様と、〇〇町災害対策本部からの報告があった。
2	派遣を要請する事由	〇〇町は消防団員、近隣住民を総動員し、警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。
3	派遣を要請する期間	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から捜索救助完了まで
4	派遣を要請する区域及び活動内容	(1) 区域 〇〇町 (2) 活動の内容 〇〇町内で行方不明となった地域住民の捜索救助

(別紙4) 自衛隊災害派遣撤収要請書(記入例)

		〇〇第〇〇号 令和〇年〇月〇日
第13偵察戦闘大隊長 殿		
		島根県知事 〇〇〇〇 (防災部防災危機管理課)
自衛隊災害派遣部隊の撤収について(要請)		
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。		
1	撤収要請事由	〇〇郡〇〇町で発生した土砂崩れのため行方不明となった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。
2	撤収要請日時	令和〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

第6節 災害救助法の適用

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、町は災害救助法を運用する。

第2 災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、町長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- (1) 「市町村への委任事項」 避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」 応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」 飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」 被災者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」 被災した住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」 学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」 埋葬
- (10) 「市町村への委任事項」 死体の搜索
- (11) 「市町村への委任事項」 死体の処理
- (12) 「市町村への委任事項」 障害物の除去

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

町及び県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第5に示す災害救助法の適用手続きを行う。

- (1) 町の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき（1号基準）。

市 町 村 の 人 口				住家が滅失した世帯数
5,000 人未満				30世帯
5,000 人以上	15,000	〃		40 〃
15,000	〃	30,000	〃	50 〃
30,000	〃	50,000	〃	60 〃

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

- (2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,000世帯以上の場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき(2号基準)。

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	15世帯
5,000 人以上 15,000 "	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、(3号前段基準)。
- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと(3号前段基準)。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知 (S40. 5. 11社施第99号)]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。)第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること(4号基準)。

[府令]次のいずれかに該当すること

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会通知局（S40.5.11 社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合

ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特種の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

表2.2.7.3 市町村別災害救助法適用基準一覧表

市町村名	人 口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)	市町村名	人 口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)
松江市	203,616	100	50	川本町	3,248	30	15
浜田市	54,592	80	40	美郷町	4,355	30	15
出雲市	172,775	100	50	邑南町	10,163	40	20
益田市	45,003	60	30	津和野町	6,875	40	20
大田市	32,846	60	30	吉賀町	6,077	40	20
安来市	37,062	60	30	海士町	2,267	30	15
江津市	22,959	50	25	西ノ島町	2,788	30	15
雲南市	36,007	60	30	知夫村	634	30	15
奥出雲町	11,840	40	20	隠岐の島町	13,433	40	20
飯南町	4,577	30	15	計	671,126		

(注) 1. 人口は、令和2年国勢調査

2. 2号基準は、県下の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用

3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯とする

第4 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定（内閣府策統括官通知「災害の被害認定基準」）

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

(2) 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第5 災害救助法の適用手続き

1 町

町における災害が、第3に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課 電話：0852-22-5885

2 県

(1) 知事は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは(内閣総理大臣協議が必要な場合を除く)、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第3に示した災害救助法の適用基準の内(4)及び(5)に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、必要に応じ内閣府政策統括官（防災担当）に技術的助言を求める。

(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用する。

第6 災害救助の実施方法等

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

(1) 救助の程度・方法及び期間は次の表2.2.7.4のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

表2.2.7.4 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
	災害が発生するおそれがある場合に被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者		
応急仮設住宅の供 給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内。
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは棄損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること。

救助の種類	範 囲	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助 産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分娩した者であって 災害のため助産の途を失った 者(出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を要す る状態にある者)	分娩した日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
福祉サービスの提 供	災害により現に被害を受け 避難生活において配慮を必要 とする災害時要配慮者 (高齢者、障害者、子ども 妊産婦その他の者)	災害発生の日から 7日以内	福祉サービスの提供のために 必要な賃金職員等に係る経費 は「輸送費及び賃金職員等雇 上費」の対象。
被災した 住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、若し くはこれらに準ずる程度の 損傷を受け、自らの資力に より応急修理をすることが できない者 2. 大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊(焼) した者	災害発生の日から 1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半 壊(焼)又は床上浸水により 学用品を喪失又は棄損し、就 学上支障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学校等生 徒	災害発生の日から、 教科書及び教材は 1か月以内、文房具 及び通学用品は15 日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実 情に応じて給与する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象に して実際に埋葬を実施する者 に支給	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、か つ、周囲の事情によりすでに 死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した 者は一応死亡した者と推定し ている。
死 体 の 処 理	災害の際に死亡した者につい て、死体に関する処理(埋葬を 除く)をする。	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合 は当該地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害 物が運び込まれているため生 活に支障をきたしている場合 で自力では除去することので きない者	災害発生の日から 10日以内	

救助の種類	範 囲	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認め られる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1 号から第4号までに規定する 者	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途 に定める額

(注) 期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

(2) 災害ボランティアセンターに係る費用

県又は事務の委任を受けた町は、ボランティア活動と救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とする。

4 救助事務費に関する事項

救助事務費については、交付要綱（災害救助法平成26年3月20日府政防第338号内閣府事務次官通達「災害救助費負担金の個々負担について」）及び災害救助事務取扱要領による。

なお、災害ボランティアセンターに係る費用のうち、県又は事務の委任を受けた市町村が、ボランティア活動と救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

5 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括	本節 災害救助法の適用
被害状況等の調査・報告	第2節 災害情報の収集・伝達
応急仮設住宅の供給	第25節 住宅確保及び応急対策
避難所の設置運営	第7節 避難活動
炊き出し等食品の給与	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
飲料水の供給	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
生活必需品の給与	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
応急医療の実施、助産	第10節 医療救護
救出	第9節 救急・救助活動
被災住宅の応急修理	第25節 住宅確保及び応急対策
教科書・学用品等の給与	第21節 文教対策
死体の埋火葬	第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬
死体等の搜索	〃
検案等死体の処理	〃
障害物の除去	第25節 住宅確保及び応急対策

輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・福祉サービスの提供 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	第13節 緊急輸送 第1節 応急活動体制 第7節 避難活動 第10節 医療救護 第9節 救急・救助活動 第7節 避難活動 第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬 〃 第3章 風水害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施
---	---

第7節 避難活動

第1 基本的な考え方

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

第2 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い地域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、町・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第3 避難指示等の実施

1 避難指示等の実施責任者及び時期

避難指示等の実施責任者及びその時期は、次項に示すとおりである。

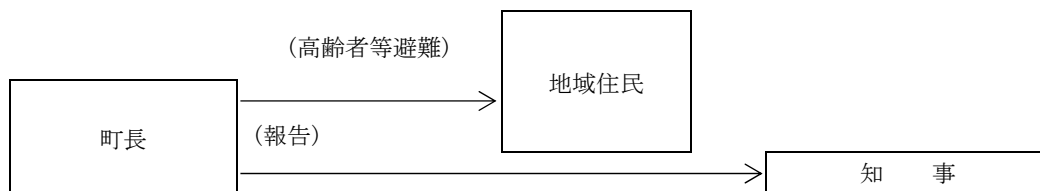
なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に

基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。
また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

高齢者等避難の発令者及び時期

発令者	関係法令	対象となる災害 の 内 容 (要件・時期)	対 象	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 56の2 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	全災害 災害が発生する おそれがある場 合	要配慮者等	避難行動要支援者等、 特に避難行動に時間を 要する者に対して、そ の避難行動支援対策に 対応しつつ、早めの段 階で避難行動を開始す ることを求めるととも に、高齢者等以外の者 に対して、必要に応じ て普段の行動を見合わ せ始めることや自主的 な避難を呼び掛ける。	県知事に報告 (窓口:防災危機管理課)

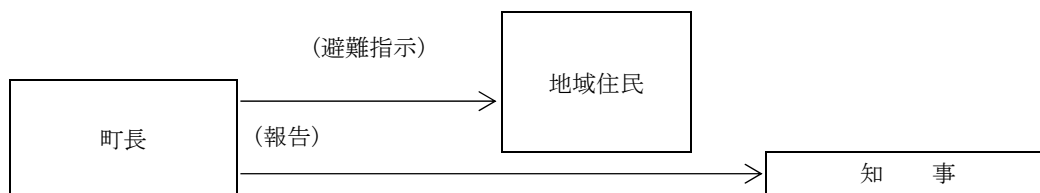
高齢者等避難の指示系統図



避難指示の発令者及び時期

発令者	関係法令	発令時の状況	取るべき行動	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

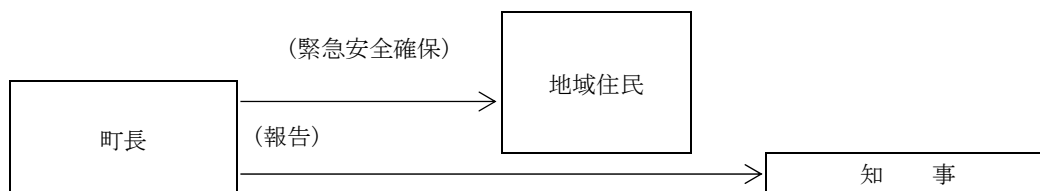
避難指示の指示系統図



緊急安全確保の発令者及び時期

発令者	関係法令	発令時の状況	取るべき行動	内 容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険直ちに安全確保	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

緊急安全確保の指示系統図



2 避難情報等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける。

(2) 避難指示

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(3) 緊急安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(4) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示等の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難のための立退きの準備、指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

ウ 避難の必要が無くなったときは、その旨を周知徹底しなければならない。

エ 町は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」又は「避難情報等の発令判断・伝達マニュアル」に、次の事項を定めておく。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法
- (エ) 各地域の避難先及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→町長→県知事（防災部防災危機管理課）

(2) 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条）

警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→町長

(3) 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）

自衛官→町長→県知事（防災部防災危機管理課）

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難指示等の代行

前々項のとおり。

(2) 町が行う避難指示等に係る助言

町長は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。さらに、町長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(3) 町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町の実行する避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。

ア 町の避難指示等の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。

イ 町から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

6 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時は消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

8 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

災害全般について	——	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う 町の吏員（災害対策基本法第63条第1項） 警察官（災害対策基本法第63条第2項） 自衛官（災害対策基本法第63条第2項）
----------	----	--

火災について	——	消防吏員・消防団員（消防法第28条） 警察官（消防法第28条）
--------	----	------------------------------------

水災について	——	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第21条） 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
--------	----	--

火災・水災以外について	——	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）
-------------	----	------------------------------------

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。

(4) 県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

第5 避難指示等の伝達

1 避難計画に基づく伝達

町長は、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」及び地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難情報伝達連絡会で定めた「避難情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

2 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫したり、繰り返しわかりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- (1) 同報無線等無線施設を利用した伝達
- (2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- (3) サイレン及び鐘による伝達
- (4) 広報車からの呼びかけによる伝達
- (5) 「避難情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

- (6) テレビ・ラジオ（県は、町から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、その他の施設の利用による伝達
- (7) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

3 要配慮者への配慮

町長は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第6 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域に避難指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (イ) 避難が長期にわたるとき、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難先の開設に当たって、町長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

- (ア) 町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
- (イ) 県は、町から協力依頼があったときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。
- (ウ) 警察は、町から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

(2) 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

4 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、町職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

5 被災者の運送

- (1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- (2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。
- (3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

町は、災害の状況に応じ、地域防災拠点（防災公園）として位置付けた公園施設等を、避難者の一時的な受入れ、応急給水、救援物資の一時集積その他必要な応急対策活動の場として活用するものとする。

(1) 町による指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

避難場所及び避難所の開設の実施機関は町であり、災害救助法適用時は、町長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。）。指定避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 指定避難所の開設、周知及び報告

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、指定緊急避難場所又は指定避難所を開設したときは、町長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。あわせて、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

この場合、町は以下の点に留意する。

- ア 指定緊急避難場所又は指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- イ 地元警察署等との連携

ウ 開放指定緊急避難場所又は指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ 指定避難所責任者の配置

オ 避難者名簿の作成

カ 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

キ 次の事項の県への速やかな報告

(7) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時、場所及び全国共通避難所・避難場所
I D

(イ) 箇所数、収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

(オ) 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 指定避難所の運営管理

町は、各指定避難所の適切な管理運営を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

あわせて、指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療福祉サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 県の対応

町から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、町に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所等の運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、町等は以下の点に留意する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 指定避難所等の運営・管理方法

ア 指定避難所等における良好な生活環境の確保

町は、指定避難所等における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる。

また、国の災害対応車両検索システム（D-T R A C E）の活用や民間企業との協定に基づき、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウスを設置し良好な生活環境の確保に努める。

- (ア) 食料の確保、食事給与の状況把握及び必要な対策
- (イ) トイレの設置状況の把握及び必要な対策
- (ウ) プライバシーの確保状況の把握及び必要な対策
- (エ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度の把握及び必要な対策
- (オ) 洗濯等の頻度の把握及び必要な対策
- (カ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度の把握及び必要な対策
- (キ) 暑さ・寒さ対策の必要性の把握及び必要な対策（夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。）
- (ク) し尿及びゴミ処理の状況の把握及び必要な対策

イ 指定避難所運営ルールの作成及び徹底

円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

ウ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

エ 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

オ 情報提供体制の整備

カ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。

- (ア) 指定避難所運営における女性の参画の推進
- (イ) 女性専用の物干し場の設置
- (ウ) 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- (エ) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
- (オ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保
- (カ) キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等運営

キ 女性や子供等への安全配慮

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (ア) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- (イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置
- (ウ) 照明の増設
- (エ) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

ク 身体障がい者と身体障害者補助犬の受入

国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、身体障がい者が指定避難所などへ身体障害者補助犬（以下、「補助犬」とする。）を同伴して避難した場合には、補助犬を拒んではならないことが身体障害者補助犬法に定められていることに留意する。

ケ 感染症対策

- (ア) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (イ) 感染症の発生拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携

必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・福祉・衛生対策

町及び県は以下の点に留意する。

ア 保健医療福祉調整本部の設置

県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。

また、他都道府県より応援要請があった場合には、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。

イ 救護所の設置

ウ 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる

エ 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された災害派遣福祉チーム（DWA T）の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる

オ 仮設トイレやマンホールトイレの確保

必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う

カ 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

キ 食品衛生対策

食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

ク し尿及びごみ処理の状況等指定避難所の衛生対策の実施

ケ 家庭動物のためのスペースの確保

コ 感染症対策の実施

3 避難状況に応じた避難先の移動

町及び県は、災害の規模、避難者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、公営住宅、公的宿泊施設の幹旋や体育館、交流センター等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4 指定避難所の早期閉鎖

町及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第8 広域一時滞在

1 広域避難・広域一時滞在の協議等

(1) 町は、災害の予測規模、被災者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所、指定避難場所の提供宅が必要であると判断した場合、広域避難又は広域一時滞在に関する協議の実施、協議を求めることができる。

ア 県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議をする。

イ 他の都道府県町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。

また 受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

2 広域避難及び広域一時滞在に関する助言

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を行う。

国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

3 他の市町村からの避難者受け入れ施設の検討

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難又は広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 広域一時滞在に関する市町村の代行

(1) 県

市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

(2) 国

国は、町及び町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、町に代わって行うこととなる町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

5 広域一時滞在に関する広域的避難収容活動

県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

6 広域避難の実施

町及び県は、国、運送事業者等と、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める

第8節 消防活動

第1 基本的な考え方

火災が発生した場合、町・消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

第2 町・消防本部等による消防活動

1 町・消防本部の消火活動

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、町及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 町民の対策

町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 他の消防本部に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

町長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県

内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

3 緊急かつ広域的な応援要請

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 救急・救助活動

第1 基本的な考え方

風水害時、大規模な事故発生時等には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要がある、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

第2 救急・救助活動

1 町、関係機関等による救急救助活動

(1) 活動内容

関係機関名		活動内容
町 (消防機関を含む)	救急救助活動	(1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。 (2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 (3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

関係機関名	活 動 内 容
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
消 防 庁	(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる
国土交通省、 高速道路会社、 県及び市町村	(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(2) 部隊間の活動調整

県及び市町村の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 要救助者の位置情報の活用

県及び市町村の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

2 住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 救急・救助用資機材等の確保

1 救急・救助用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第10節 医療救護

第1 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

町、県、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

第2 医療救護活動

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施する。町長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により雲南医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、町では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

町長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

1 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課）は、必要に応じ、県災害対策本部に県DMAT調整本部及びDPAT調整本部を設置し統括DMAT及び本部長を配置するとともに、適時に県医療救護班調整本部を設置する。

災害発生 of 地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に地域災害保健医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

2 情報収集・伝達

災害時において県、町及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

3 DMATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMATの派遣に関する協定書に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMATの派遣を要請する。

派遣されたDMATは、日本DMAT活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

4 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMATの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

5 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の町による対応が困難な場合は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

6 災害支援ナースの派遣・活動

県は、必要と判断したとき、島根県における災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、協定締結施設の管理者に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、災害支援ナースの派遣を要請する。

派遣された災害支援ナースは、災害支援ナース活動要領に基づき、看護支援活動を行う。

7 医療救護班の派遣・活動

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、町から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

8 DPATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県DPAT実施要領及びDPAT先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、DPAT先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はDPAT事務局を通じて他の都道府県に対し、DPATの派遣要請をする。

派遣されたDPATは、DPAT活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

9 医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

10 D H E A T、保健師等チームの派遣・活動

県保健医療福祉調整本部は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、保健師等チームを被災地へ派遣する。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、D H E A T及び保健師等チームの派遣を要請する。

第3 助産救護活動

町は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により雲南医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により町では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

1 助産救護班の編成・派遣

知事は、町長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

2 助産救護班の業務内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (4) 新生児のケア

3 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式1～3に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

第4 医薬品・医療用資器材等の調達

1 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、町から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達する。

2 輸血用血液製剤の供給

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における輸血用血液製剤の在庫状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

また、被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図る。

第5 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてE M I Sを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第6 特別に配慮を要する患者への対応

1 透析患者等への医療対応

町及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2 在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、町、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

様式1

救 助 実 施 状 況									
年 月 日 ○○医療班									
使 用 医 療 用 品 内 訳					救 助 実 施 状 況				
品名	数量	単価	金 額	調整先その他	患者数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	

様式2

取 扱 患 者 台 帳							〇〇医療班	
年月日	住所	氏 名	職 業	年 令	性別	病 名	死 体 検案数	措置概要適用

様式 3

医 療 班 出 動 報 告 書				〇〇医療班
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況
資 格	氏 名	資 格	氏 名	

上記のとおり 月 日に出勤したので報告します。
 年 月 日

(本隊、支、分隊、関係機関の別)
 責任者

印

本 隊
 健康福祉部長 様

第11節 警備活動

第1 基本的な考え方

町内に大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体、財産を保護するため、雲南警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動にあたる。

第2 災害警備体制の確立

1 警備体制の区分

警備体制は、以下の区分に従って実施する。

(1) 警備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生までにかなりの時間的余裕のあるとき。

(2) 警戒体制

台風圏が本県に接近する場合、その他気象情報等により災害発生の危険がかなりの確となり、十分な注意、警戒を必要とするとき。

(3) 非常体制

災害等の危険が切迫して相当な被害が予想されるとき、又は発生したとき。

2 警備本部の設置

町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

3 警察職員の参集、招集

別に定める「雲南警察署災害警備計画」による。

4 警備部隊の編成及び運用

別に定める「雲南警察署災害警備計画」による。

5 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第3 災害警備措置

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階の把握

ア 死傷者、行方不明者等の状況

イ 警察施設の被害状況

- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ 重要施設等の被害状況
- ク 災害の拡大状況及び見通し
- ケ 住民の避難状況
- コ 救出救助の実施状況
- サ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の発生状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

2 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町長等と連携し、必要に応じて次により町民の避難のための立退きを指示するものとする。

- (1) 火災、山（崖）崩れ等の危険から町民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要がある
と認める場合において、町長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めると
き、又は町長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地
域の町民に対し適切に避難指示を行う。
- (2) 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、町長と協
議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指示する避難場所又は安全な地域へ避難するよう
指導する。

3 救出救助活動等

- (1) 把握した被害状況に基づき、直ちに署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況
等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。また、消防、自衛隊等関
係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるように調整する。
- (2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に
収容する。

4 緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

(1) 交通規制の実施

- ア 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配慮した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- イ 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、周辺警察署と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- ウ ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(2) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) アに規定する人員、物資等
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地域外へ輸送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) イに規定する人員、物資等
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事について、町民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (イ) 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、

同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、J A F 島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

5 検視及び身元確認

町等と協力し、必要に応じて警察本部に支援を要請するなどして、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

- (1) 町等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (2) 死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (3) 所持品等の管理の徹底
- (4) 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配慮

6 各種相談活動の実施

(1) 相談窓口の設置等

ア 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

イ 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進する。

(2) 関係機関との連携

ア 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。

なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。

イ 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している町との情報共有を図る。

7 社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

(1) 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。

イ 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア

ア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

(2) 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

8 援助要請

災害の規模が大きく、自署の警備力のみでは対処できない場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

第12節 交通確保、規制

第1 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ることとし、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実 施 者	実 施 の 方 法
道路管理者	(1) 災害時の交通規制 道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2) 災害時における車両の移動等 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実 施 者	実 施 の 方 法
警 察 機 関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。 (5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡を取り、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者は警察機関へ、警察機関は道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所へ報告する。

3 う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1参照。）。

5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

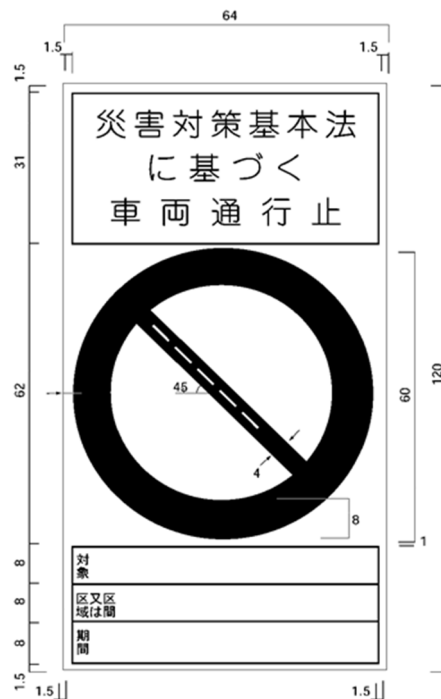
7 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

8 路上放置車両等に対する措置

- (1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行う。
- (2) 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式2）。
- (3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

様式1 規制の標識（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策的確かかつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認の申出の対象車両

確認対象車両は、事前届出の対象とする車両（本編第1章第12節第4の1の(1)『事前届出の対象とする車両』参照。）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署、又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認の申出の対象車両は、1 緊急通行車両の確認申出（本編第1章第12節第4の2「確認の対象とする車両」）とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式7参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の3 第6項）

(表)

署長殿		措置命令 措置 通知書		年 月 日
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第1項 第2項 の規程により措置命令 を行つたので、同条第6項の規定により、下記のとおり の規程により措置 通知します。				
所属 氏名		④		
1 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分	
2 場 所				
3 (命令・措置) を行つた者	所属			
	氏名			
4 命令の 場合	命令を 受けた者	住 所		
		氏 名		
4 措置の 場合	措置に係る 物件の (占有者・所 有者・管理 者)	住 所		
		氏 名		
5 (命令・措置) の内容		番号表に 表示されて いる番号		
		番号表に 表示されて いる番号		

(裏)

6 (命令・措置) を行つた場所 の前後の状況	
7 備 考	

備考 1 5 には、破損を行つた場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。
3 破損を行つた場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A 4 とする。

様式3 標章（災害対策基本法施行規則別記様式第4）

15

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

21

備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第5）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5 (第3関係 島根県警察本部長例規通達第517)

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
島根県公安委員会				
印				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走

行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第5 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携等によりヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して町、県等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

(3) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

町、県及び中国地方整備局は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適

- 当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- オ 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- キ 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。
- ク 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。
- ケ 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第13節 緊急輸送

第1 基本的な考え方

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

第2 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第3 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自 動 車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200)
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-0255) (夜0859-32-8062) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 (電話 0859-22-5487) (夜0859-22-5487)
航 空 機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第八管区海上保安本部 (電話0773-76-4100) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両等の状況を十分に把握しておく。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
 - (2) 輸送を必要とする区間
 - (3) 輸送の予定日時
 - (4) その他必要な事項

3 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

5 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により次のように定められている。原則として風水害時にもこれらを準用する。

区 分	緊 急 輸 送 道 路 の 内 容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定する。

[第1次]～[第3次]

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

町は、地域防災拠点（防災公園）として位置付けた公園施設等について、浸水、土砂災害、倒木、施設被害、進入路の通行可否等を確認し、使用可能な場合には、救援物資等の一時集積又は応急対策活動の場として活用する。

拠点の種類	内 容
県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁 [第1次]、地方機関 [第2次] ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎 [第2次]、各地区公民館＊ ・防災関係機関の所在地 [第2次] ～ [第3次]
空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港） [第1次]
ヘリポート 場外離着陸場	・場外離着陸場 [第3次]

拠点の種類	内 容
港湾、漁港	・重要な港湾（ <i>境港</i> 、浜田港、七類港）〔第1次〕
鉄道駅前広場	・駅前広場（JR出雲八代駅*、出雲三成駅*、亀嵩駅*、出雲横田駅*、八川駅*、出雲坂根駅*、三井野原駅*）
広域防災拠点 （備蓄基地）	・消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫（松江市乃木福富）〔第1次〕
町物資集積予定地	・町物資集積予定地*
道路空間を利用した防 災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、 その他の道の駅〔第2次〕
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部 附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病 院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター） 〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関 （町立奥出雲病院）〔第2次〕
災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕

※ 〔第1次〕～〔第3次〕

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点

※ 斜体の施設は県外の防災拠点

※ （*）印については、町独自で位置づけた施設

3 輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、各指定避難所までの輸送体制を確保する。

また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第14節 水防

第1 基本的な考え方

本町の河川は急流で保水力に貧しく、風水害時においては、これらの地域の洪水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は県及び、消防本部等と協力し、水防体制を確立し、水防団（兼任消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

第2 水防体制の確立

県（土木部）及び町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を確立する。

第3 河川出水・浸水被害の拡大防止

1 水防情報の受信・伝達

各水防組織は、気象等の特別警報、警報及び注意報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難指示等の実施に努める。

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

(3) 河川・ため池等施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川・ため池等施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第15節 土砂災害対策

第1 基本的な考え方

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する必要がある。

第2 土砂災害防止体制の確立

町及び県（土木部、農林水産部）は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

第3 危険区域周辺の警戒監視・通報

1 土砂災害発生前

町及び県（土木部、農林水産部）は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

町及び県（土木部、農林水産部）は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）及び地すべり危険地における土石流、斜面崩壊、地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、町、県及び関係機関は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

第4 土砂災害等による被害の拡大防止

1 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、町は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

2 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

町及び県は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、町は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、町の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度^{*1}を活用するほか、砂防ボランティア^{*2}、山地防災ヘルパー^{*34}等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第7節「避難活動」を参照。

(注)

- *1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
- *2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。
- *3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

第1 基本的な考え方

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、このようなライフライン施設等の応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第3 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、町、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

【中国電力・中国電力ネットワーク】

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用並びに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、衛星携帯電話、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	・系統に影響の大きい発電所 ・当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ・早期に措置を講じないと復旧がいつそう困難になるおそれがある発電所 ・その他の発電所
火力発電設備	・所内電源を確保できる発電所 ・系統に影響の大きい発電所 ・地域供給変電所を有する発電所 ・その他の発電所
原子力発電設備	・所内電源を確保できる発電所 ・系統に影響の大きい発電所 ・地域供給変電所を有する発電所 ・その他の発電所
送電設備	・全回線送電不能の主要線路 ・全回線送電不能のその他の線路 ・一部回線送電不能の主要線路 ・一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	・主要幹線の復旧に係る送電用変電所 ・都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ・重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	・病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線
通信設備	・給電指令回線、制御・監視及び保護回線 ・保安用回線

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページ、SNSを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）及び「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

2 ガス施設応急措置

(1) LPガス施設応急復旧

県及び県LPガス協会は、LPガス販売事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

(イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

(ウ) 指定避難所等の臨時的使用箇所で使用されるLPガスの安全使用

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売事業者は、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、指定避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

(ア) LPガス販売事業者は、被災地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

(イ) 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、指定避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3 上水道施設応急措置

(1) 応急復旧

町は断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されたため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

4 下水道施設応急措置

(1) 応急復旧

町は被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水処理機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

【西日本電信電話株式会社 島根支店】

N T Tグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行なう。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

(a) 災害時優先電話の指定機関

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

(ウ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(ア) 災害対策用機器の活用

(イ) 災害用伝言サービスの運用

(ウ) 広報活動（拡大防止対策）

(エ) 広報車による広報活動を行なう。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

【(株) N T T ドコモ中国支社 島根支店】

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

- (7) 通信の確保
災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。
 - a 被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
 - b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。
- (イ) 電気通信設備の応急復旧
電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。
- (ウ) 通信の利用制限
災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。
- (エ) 通信の優先利用
災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。
- (オ) 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。
- イ 災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。
 - (7) 通信途絶利用制限の内容と理由
 - (イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置
 - (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (エ) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
 - (オ) その他の事項
- ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。
 - (7) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。
 - (イ) 移動基地局車及び移動電源車等の発動
 - (ウ) 被災状況の把握
被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。
 - (エ) 通信の輻輳対策
電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。
 - (オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

【KDDI株式会社】

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

(ア) 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

(イ) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第5 災害広報等の実施

1 基本的事項

災害が発生した場合には、県、町、消防本部等は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

町及び県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別		機 関	連 絡 先
電 気		中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	0120-311-957
ガ ス	(L P ガス)	県L P ガス協会 各L P ガス販売事業者	0852-21-9716 各L P ガス販売事業者
水 道		奥出雲町水道課	0854-52-2676
下水道		奥出雲町水道課	0854-52-2676
電 話 (N T T)		N T T ビジネスソリューションズ 島根ビジネス営業部事業推進担当	0852-20-7534
		(株)N T T ドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-25-9501

第17節 要配慮者の安全確保

第1 基本的な考え方

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難所等へ移送する。
 - イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県が行う協力要請等

県は、町が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

1 町が実施する支援活動

町は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 指定避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- (4) 指定避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 指定避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の指定避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- (8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2 県の支援活動

県は、町及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子父子寡婦福祉

資金の貸付けを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び町や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 町が実施する対策

町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、町から情報収集するとともに、母子・父子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けの手続きを迅速に行うとともに、日常生活支援事業の利用を促す。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町（消防本部を含む）及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

町及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第6 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 県、町は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

- (3) 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2 町、県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、町、県（健康福祉部）に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 町、県の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応を取る。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、町、県が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。
- (3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。
- (4) 県は、町及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第18節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

第2 孤立実態の把握

1 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、町から連絡をとり住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送する。

2 通信手段の確保

町防災行政デジタル無線、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

第3 物資供給、救助の実施

1 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

第4 道路の応急対策

1 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、町は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

2 留意点

(1) 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

(2) 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

災害発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(4) 被災者のニーズへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 救援物資の管理体制

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- ・ 防災部防災危機管理課 広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、燃料等生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- ・ 地域振興部交通対策課 民間業者を通じての輸送調整
- ・ 健康福祉部薬事衛生課 流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保
- ・ 農林水産部産地支援課 流通備蓄業者を通じての食料の確保
- ・ 商工労働部中小企業課 流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保

2 救援物資の供給・輸送体制

(1) 応援体制救援物資の供給体制

大規模災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援活動チャート図に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

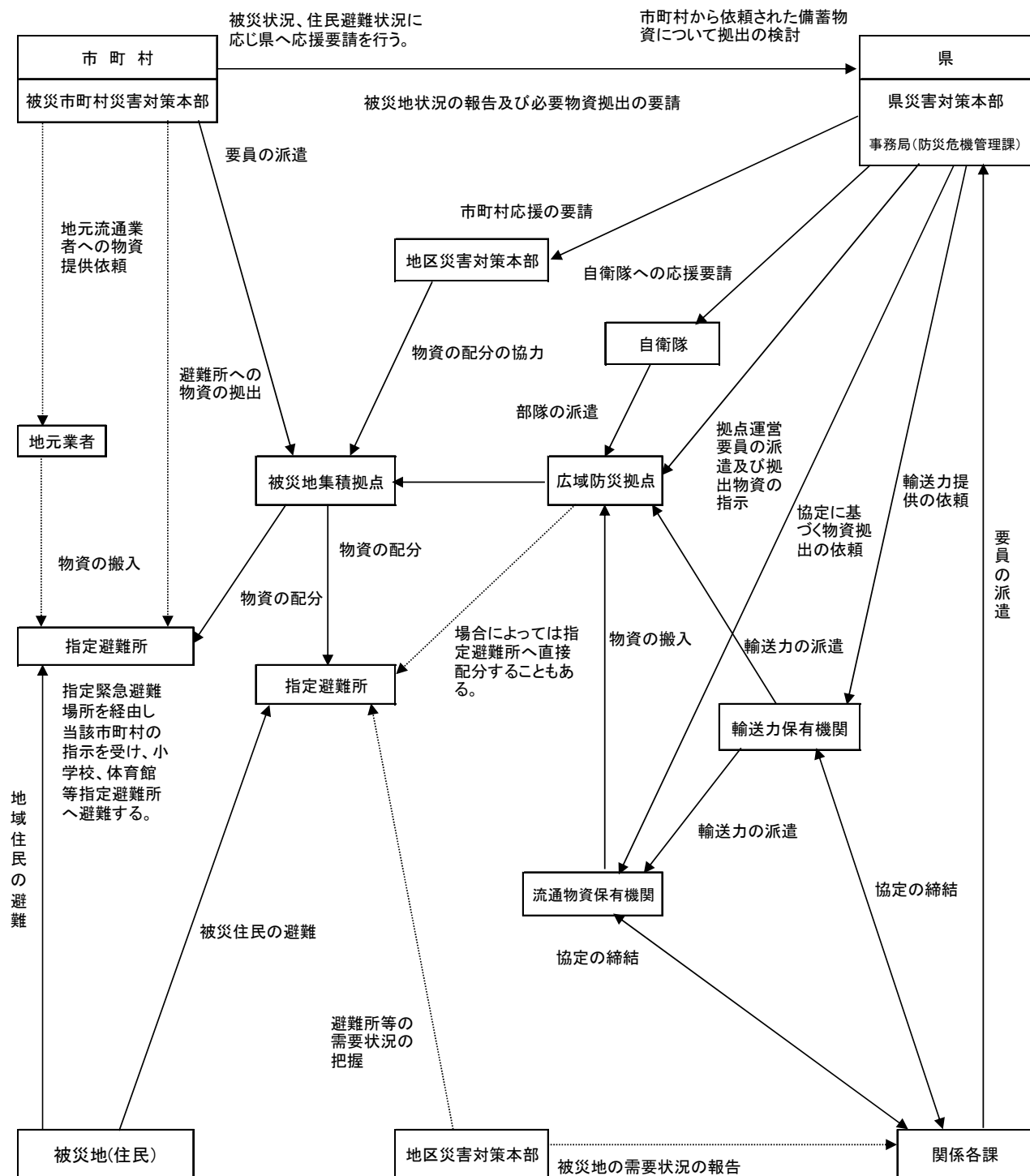
(2) 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携を取り（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・各県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する物資を確保し輸送する。

広域防災拠点における救援活動チャート図（図2.2.20.1）



県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「1 救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連

絡を継続する。

(4) 物資の輸送体制

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第3 食料の確保及び供給

災害時には、居住の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、町が行う。ただし、町において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

また、被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

なお、要配慮者のニーズ等に配慮する。

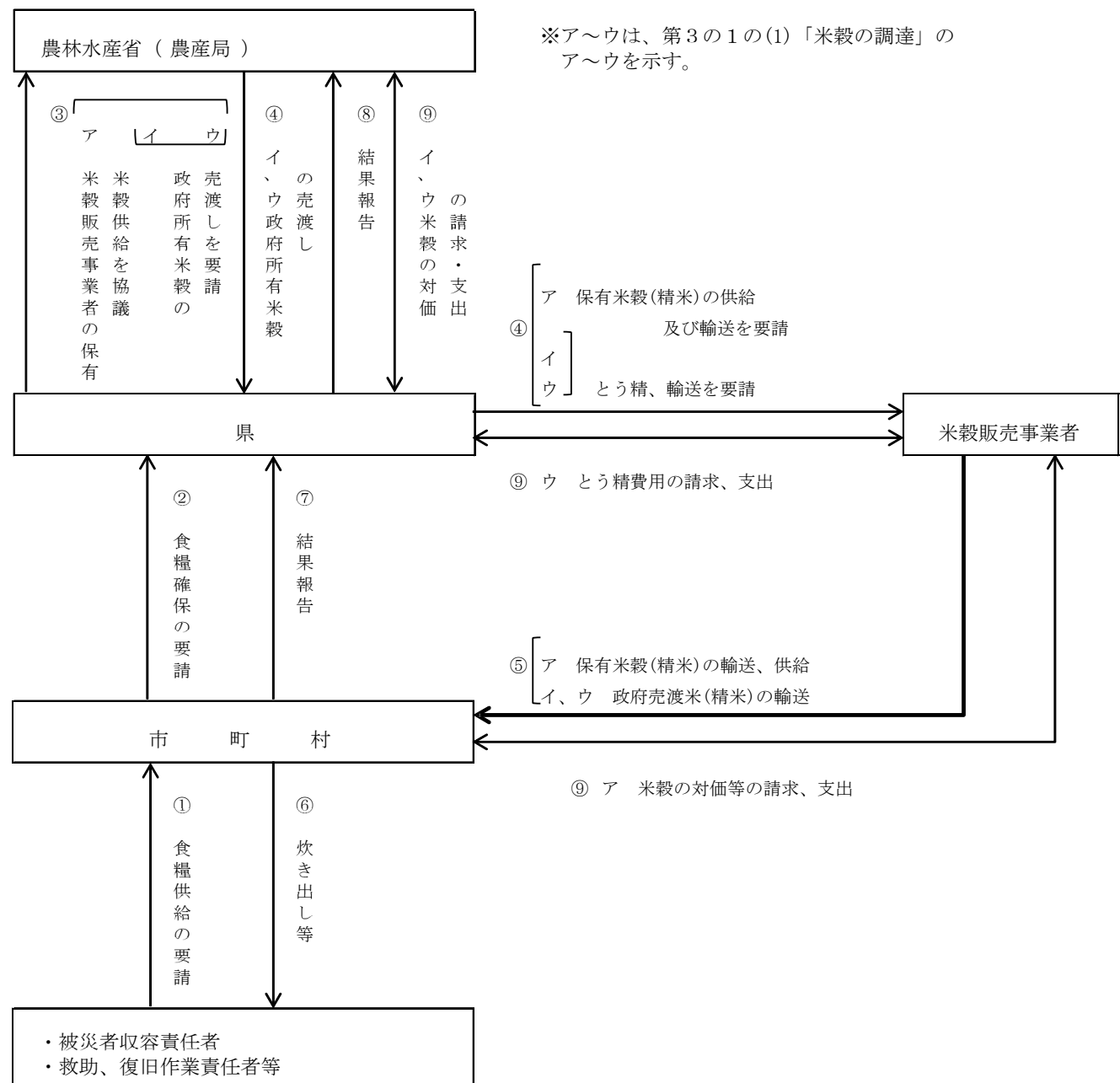
1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米穀の売渡しを要請する。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。



(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、町から要請があった場合又は状況により町において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、町に供給する。

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 指定避難所等に収容された者
- イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 町及び県における食料供給の手段・方法

1) 町

- ア 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 各指定避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
 - (ウ) 要配慮者への優先配分
 - (エ) 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでは、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク、粉ミルク及び調整粉乳とする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても、継続して実施する。
- カ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

- ア 町の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、町への支援を行う。
- イ 原則として発災後2日までは、県、町、住民の備蓄食料で対応し、3日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
- ウ 被災地以外の隣接市町村長に対し町の救援に協力するように図る。
- エ 町長から炊き出しの応援要請があり、県のみでの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 町の対応

町長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

(1人当たりの供給数量)

品 目	基	準
米穀等	被災者（炊き出し）	1食当たり精米換算 200g以内
	応急供給	1人1日当たり精米 400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算 300g以内
乾パン	1食当たり	1包（115g入り）
食パン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳幼児1日当たり	200g以内

3 食料の輸送

(1) 町及び県による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して町が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食料について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難しい場合は、県は、町と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は町に供給する食料について町長に対し引取りを指示する。
- エ 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。
- イ 町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ食料の町集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。
- なお、町は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第4 飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として町は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

町は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や指定避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

町は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可

能な限り図る。

(給水の方法)

給 水 方 法	内 容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

(6) 応援要請

激甚災害等のため町だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(8) 県（保健所）は、町から、飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。

(9) 県（保健所）は、斡旋等を行うに当たって、需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。

(10) 県（保健所）において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁（以下「県（薬事衛生課）」という。）へ連絡する。県（薬事衛生課）は連絡を受けた後、県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達等の斡旋を行う。

(11) 県（薬事衛生課）において、県内市町村等間のみの応援では給水の実施が困難であると判断したときは、給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）又は、県（防災危機管理課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。

(12) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水について必要な衛生指導を行う。

(13) 県（企業局）は、町等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり町が実施する。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）

(2) 支出できる費用

ア 水の購入費

イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

ウ 薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から7日以内

第5 生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は町が行う。ただし、町において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、町、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

(1) 町は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた町の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

(3) 状況により、町のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

(4) 町から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。

- (5) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる(本章第6子節「災害救助法の適用」参照。)

- (1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため町のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

(4) 県

県は、町のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等(日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等)への応援要請など必要な措置をとる。

(5) 日本赤十字社島根県支部

保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

(6) 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や町による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

(7) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して町又は県が実施する被災者の保護に協力する。

3 生活必需品等の輸送

(1) 町及び県による輸送

ア 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、町が選定する集積地等へ輸送する。

イ 県が調達した物資について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難しい場合は、県は、町と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は町へ供給する物資について町長に対し引取りを指示する。

エ 町が調達した物資の町集積地までの輸送及び町内における物資の移動は町が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。

カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段(輸送力提供依

頼等)により実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 物資集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ 町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資の町集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、町は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ 物資の集積を行う場合、町は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第20節 災害ボランティアの受入れ、支援

第1 基本的な考え方

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

第2 災害ボランティアの受入れ、支援

1 災害ボランティアセンターの開設

被災地では、町、町社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設ける。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 県災害ボランティアセンターの設置

被災市町村において災害ボランティアセンターが設置された場合には、県と県社会福祉協議会との連携により、県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じ以下の業務を行う。

- ア 被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動を行うための、ボランティア受け入れに関する総合調整
- イ 災害ボランティアセンターへボランティアコーディネーターを派遣するための調整
- ウ 災害ボランティア関連情報の収集・提供及び情報提供窓口の開設

3 専門技術を有するボランティアの派遣

県は、被災地のニーズに応じ、関係団体等へ専門技術を有するボランティアの派遣を要請する。

4 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関と県災害ボランティアセンターは連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

なお、その他地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は、災害ボランティアの活動に対して協力等に努める。

第2 1節 文教対策

第1 基本的な考え方

保育所等、小学校、中学校、高等学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるように措置するとともに、いち早い復旧に備える。

町及び県においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

1 最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 風水害発生時の対応

風水害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第3 応急対策の実施

1 災害時の対応

町及び県は、必要に応じて所管する学校等と連絡を取り、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

- (1) 校長は防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。

- (2) 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、校長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
- (3) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。
- (4) 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たる。
- (5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第4 応急教育の実施

町及び県は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用した学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の受け入れ、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

- (1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- (2) 応急教育計画に基づき学校に収容すべき児童等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。
- (3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。
- (4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- (5) 指定避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- (6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (7) 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- (8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

風水害により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、喪失し又は損傷したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、町長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て町長が行う。

学用品の調査報告は町長から知事へ行う。

学用品の給与は町長が行うが、町長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

(1) 町

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあつては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

第6 文化財の保護

1 県内の文化財の現況

奥出雲町地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数 等」参照

2 文化財の応急措置

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形文化財に指定された建造物、及び重要文化的景観に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、町は被害状況の確認等を行う。これを踏まえ、災害の拡大防止を図るために、県教育庁文化財課とともに、以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

- (1) 被害が小さいときは、所有者と連絡をとりあって応急修理を施す
- (2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第22節 廃棄物等の処理

第1 基本的な考え方

風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

第2 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだへドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、町は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）

2 応援体制の確保

町等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

町等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

ア 風水害により発生する廃棄物は、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだへドロ状態の廃棄物等であるが、廃棄物処理施設への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（生ごみ土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

- (ア) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (イ) 環境衛生に支障が生じないこと。
- (ウ) 搬入に便利なこと。
- (エ) 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが町等の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、町等が処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。

また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

イ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

ウ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第3 し尿処理

1 し尿処理量の推定

- (1) 処理量を推定するに当たり、町は、事前に町内における汲取便所の平均的総容量を把握しておく。

(処理量＝被災家屋×総容量×定率)

- (2) 指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

2 応援体制の確保

町は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

町は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、第一にその処理体制の確立を図る。

(2) 指定避難所等

町は、指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

町は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第4 応援協力体制の確保

- (1) 町は、被災状況を勘案し、自己のみではその区域内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

- (2) 県は、町からの要請がない場合であっても客観的判断のもとに必要なに応じて近隣市町村等からの応援が得られるよう連絡調整等を行う。

第5 廃棄物処理施設機能の復旧

- (1) 町は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 町は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第6 事業者による廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。
なお、排出事業者は、町等が設置している廃棄物処理施設で併せて処理する場合は、町等と十分協議をする。

第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

第1 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

町は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

2 防疫活動内容

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

第3 保健活動

被災地、特に指定避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、町及び県は、次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師が指定避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

第4 精神保健活動

1 D P A Tの編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、D P A Tを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 町、社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- (1) 被災住民全般
 - ア 指定避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- (2) 高齢者
- (3) 障がい者
- (4) 児童等
- (5) 外国人
- (6) その他（公務員、災害救助要員）

4 応援体制

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第5 食品衛生指導

1 食品衛生指導班の編成及び派遣

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

また、被災地区に搬送される救援食品の情報を収集するとともに、次に掲げる活動を行う。

- (1) 救援食品の輸送方法等の確認
- (2) 関係部署との連絡調整等

第6 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第1 基本的な考え方

風水害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町長が、警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第3 遺体の収容等

1 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、町長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

町長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

町長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

第4 遺体の検視等

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第5 遺体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

県は、町の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

2 埋・火葬実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、町長が実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第25節 住宅確保及び応急対策

第1 基本的な考え方

住宅が浸水や土砂災害による流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

第2 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- ・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
- ・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ・自らの資力では住宅を確保することができない世帯。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、町が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。県は、県内の必要戸数を取りまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、町及び県は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- ・応急仮設住宅の建設は、町が行う。
- ・災害救助法が適用された場合は、町の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して町が選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- ・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ・規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- ・要配慮者に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内の公的住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

(2) **提供住宅の斡旋**

町の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

(3) **他県への援助要請**

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

3 公的住宅の提供にかかる町の対応

(1) **必要住宅戸数等の把握**

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) **提供可能住宅戸数を把握**

提供が可能な住宅戸数を把握する。

(3) **県への援助要請**

町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) **入居者の決定**

町が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

4 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

(1) **建設用地の提供**

町の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、町において県公有地の確保が困難な場合は両方で協議する。

(2) **仮設住宅の規模**

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(3) **仮設住宅の維持管理**

仮設住宅の維持管理は、知事が町長に委託する。

(4) **仮設住宅の存置期間**

2年間とする。

(5) **建設資材の調達**

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設す

る。

5 応急仮設住宅の建設にかかる町の対応

(1) 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

なお、地域防災拠点（防災公園）として位置付けた公園施設等については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害リスク及び避難、応急給水、物資集積等の機能との調整を図った上で、必要に応じて応急仮設住宅建設候補地としての活用を検討する。

(2) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

6 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第3 被災住宅の応急復旧

1 被災者からの相談への対応

(1) 相談窓口の設置

町は、災害の被害状況から必要と判断した場合は、応急対策業務として被災住宅の応急復旧に関する被災者からの相談に対応するための窓口を設置する。

(2) 相談員の派遣と相談への対応

町は、相談窓口の設置にあたり、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。

県は、町から相談員の派遣要請を受けた場合は、島根県建築住宅施策推進協議会に協力を要請する。

島根県建築住宅施策推進協議会は、要請に基づき、町が設置する相談窓口に相談員を派遣し、被災者からの相談に対応する。

2 応急修理

災害救助法を適用した場合、風水害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1) 対象者

- ・住家が半壊、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力により応急修理を行うことができない世帯
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

(2) 修理家屋の選定

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 実施内容

応急修理は、災害救助法に則って行い、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第4 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

1 住宅関係障害物除去作業支援

県は、災害救助法を適用した場合、町が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、町の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

2 住宅関係障害物除去作業

町は、災害救助法に則って行う。

第5 災害復旧用材の確保

町の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署からの国有林材（素材）の供給を要請する。

第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を町に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第26節 農林業関係被害の拡大防止

第1 基本的な考え方

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

第2 農産物、家畜対策

1 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

町は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林水産局、農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稻改植用苗の確保

水害により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときには、県は町長の要請に基づき、改植用苗の補給等所要の措置を講ずる。

(3) 病虫害防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病虫害防除の対策は、次により実施する。

ア 防除の指示及び実施

県は、災害による病虫害の防除対策を検討した上、町に対し具体的な防除の実施を指示する。

町は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除の指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第4章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会中四国営農資材事業所島根推進課及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

オ 防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用する。

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除

県は、松江地方気象台から発表される霜注意報を町に伝達し、町及び島根県農業協同組合は、

有線放送等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は、4月上旬から5月中旬である。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、町、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に町長に届出を行わせるとともに、町長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

県は、町等の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めたときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

第3 林産物対策

1 被害状況の把握

町及び県は、早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をする。

2 災害対策技術指導

県は、町、森林組合等の協力を得て苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、町、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。